

令和元年第5回上里町議会定例会会議録第2号

令和元年12月9日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君
総合政策課長 塚 越 敬 介 君	くらし安全課長 望 月 誠 君
町民福祉課長 亀 田 真 司 君	子育て共生課長 間々田 由 美 君
健康保険課長 及 川 慶 一 君	高齢者いきいき課長 飯 塚 郁 代 君
まち整備課長 富 田 吉 慶 君	産業振興課長 山 下 容 二 君
上下水道課長 根 岸 利 夫 君	学校教育課長 高 橋 淳 君
学校教育指導室長 勝 山 寛 美 君	生涯学習課長 伊 藤 覚 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第 6 一般質問について

○議長（新井 實君） 一般質問を続行いたします。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 皆さん、おはようございます。元気が何よりの高橋でございます。

本日はお寒い中、大勢の傍聴者に来ていただきまして、まことにありがとうございます。私も通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は2点、教育長と町長に質問をしていきたいというふうに考えております。

まず最初に、今後の小中学校教育の取り組みについて、次に、質問2といたしまして、台風19号関係に伴う町の対応と今後の防災についてお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、平成26年6月に地方教育行政法が改正されたことについてお聞きしたいと思います。

平成26年、教育行政責任の明確性が図られ、旧来の教育長と教育委員長を一本化した新教育長制度が創設されました。改正から既に4年が経過しております。新教育長制度がどのように進んでいるのか。現行の制度の中で、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する最高責任者となりました。改正前は、教育長は教育委員の中から選出された事務方のトップでありました。新教育長は、自治体の教育行政の最高責任者として、議会の同意を得て、首長から直接任命される名実ともに自治体の教育行政のトップであります。

法律の改正を認識していない人からは、なぜ教育委員の中から選出されなかったのか、このような意見もありました。公立の経験がないなど意見もあったようですが、法改正に照らし合わせても何の問題もないと思いますけれども、町長の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

教育長は高校教諭時代、教科は数学と聞いていますが、間違いないでしょうか。小学校は算数、中学校は数学と異なり、小学校は中学、高校に結びつける基礎を身につける大切な時期であると思います。教育長はこの違いをどのように乗り越えていくのか、お聞きしたいと思います。

逆に、高校進学を控えた中学校の生徒にとっては、いろんな情報が得られ、利点にもなりま

す。特に進学校である熊女や本庄高校を経験しているので、是非経験を生かして取り組んでいただきたいというふうに思います。

最初に、算数の捉えなおしについてお聞きしたいと思います。

9月9日の教育新聞では、次のようなことが大阪教育大学附属平野小学校の先生から報告されています。それは、「捉えなおし」ができる子どもを育む学びのプロセスとして振り返りの活用を行ってきましたと、このような難しい言葉での報告であります。成果は、子どもの学習や背景、性格などを加味し、個別支援になった。課題は、教師と子どもの1対1のやりとりになるところだった。子どもの振り返りを教師と子どもだけでなく、子どもと子どもが共有できる場の設定が、自己評価ができる子どもを育てると考えました。

学校指導室からの説明では、30年度決算審査の中で、学校教育課からは、全国学力テストの上里町のテストの結果は上昇しています。しかしながら、県平均を下回っていると、こういう報告がありました。学校教育だよりの結果、学習状況調査結果では、よく頑張っているのではないかというふうに私は思っております。

30年度決算審査報告の中で、質の高い学校教育を推進するため環境の充実が図られ、小中教員による11月8日に開催された上里町学力向上研究会など、教職員の資質能力向上の取り組みが図られたということについては評価したいと思います。上里町において、是非算数、数学の学力向上に指導力を発揮していただきたいというふうに思います。

今後、さらに学力向上を図るための数学強化などにどのように取り組んでいるのかお聞きしたいと思います。

次に、児童・生徒の3割が宿題以外は勉強しないということについて、質問したいと思います。

文科・厚労省では、高校2年生、大卒希望者でも2割を割っていると、このような報告がされております。これは高校2年生を対象とした調査で、宿題以外は勉強しないと答えた割合は3割に達するということがわかりました。この調査は、平成13年に生まれた子どもの中から抽出した約5万人を母集団とし、同じ母集団に毎年協力を求めているものであります。21世紀出生児縦断調査とこれは呼んでいるそうです。

今回は、17年目の調査の結果ということで発表いたしました。調査は平日と休日に分けて、授業の予習、復習、受験勉強を家や塾などでどのくらい勉強しているかということで尋ねたところ、「しない」と答えた割合は、平日で29.5%、休日で29.9%でありました。この設問は、学校の宿題は含めないとの条件のもとで回答してもらいました。休日の場合、高校受験を控えた中学3年生を除くと、学年が上がるほど「しない」と答える割合が増える傾向にあります。中1で16%、中2で17.8%、中3で10.2%、高校へ行きますと、高1で26.3%、高2で9.9%

ということで推移をしています。

「楽しい授業がたくさんある」と答えた割合は56.4%で、高校1年生だったころより9.9%下がっています。「楽しいと思える授業がたくさんある」と答えた割合は、中学校で1年生が74.9%だったんですが、中2で70.5%、中3で69.2%と低下が続いているようでございます。

「ためになると思える授業がたくさんある」と答えた割合も、減りはしているものの、68%ありました。

3割が宿題以外は勉強しない現実を見て、学力向上に取り組んでいる上里町の実態と照らし合わせて、どのように学校現場に生かしていくのかお聞きしたいというふうに思います。

次に、公立学校の支援スタッフ拡充についてお聞きします。

文科省は、令和2年度予算の概算要求をまとめました。公立学校の教育活動を支援する非常勤スタッフの増員を盛り込みました。この中で、中学校の部活指導員の配置も広げ、本年度の9,000人を上回る1万2,000人規模で拡大し、国の部活動ガイドラインに沿った練習時間や休養日の設定をしている教育委員会に配置をするというふうにしています。

私は、部活動問題について2回ほど一般質問をしています。上里町の中学校の現実を見ますと、秋の新人戦におきまして、部員の減少に伴うということで、上里中学校と上里北中学校の合同チームでの出場ということになりました。これはとても残念に思います。今後の上里町のスポーツ人口にもつながるものと捉え、中学校部活動への現在の支援体制と今後国が配置していく方向である中学校の部活指導員の導入についての教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、英語教科の指導に自信があると答えた教員が3割であることについてお聞きします。

教科として英語を教えることに自信がある小学校教員が約3割であるということが、英会話スクールのイーオンという会社があるんですけれども、これが調査を行いました。対象は、同社が今年の夏に行った小学校向けのセミナーの参加者270人でありました。新学習指導要領によりますと、今年度から小学校5、6年の教科に英語が加わることから実施しました。

英語を教科として教えることについて、「自信がある」「不安はない」「やや自信がある」「それほど不安はない」と答えた割合は、全体の29%でありました。「あまり自信がない」「不安の方が大きい」「自信がない」「とても不安」と答えた割合は6割以上を占めました。一方で、3、4年の外国語活動については、46%が「自信がある」「ややある」と答えておりますけれども、教科としての英語の指導より高い結果となりました。

2020年の英語の教科化について準備はできているのか、一般質問で私は前教育長から次のような答弁をいただきました。上里町では、新学習指導要領の告示を受けて、昨年度町内の校長会から1名、各小・中学校から1名の教員、合計8名から成る教育長過程検討委員会を立ち上

げ、2020年度から全面実施となる小学校の英語の外国語活動と外国語の教科化を迎えるための検討を行ってきました。さらに、検討委員会を立ち上げたが、どのように反映されたのかの私の問いに対し、30年度は3、4年生は年間15時間、5、6年生は年間50時間というふうに取り組んできましたと、本年度もまだ移行期間でありますけれども、3、4年生は35時間、5、6年生は70時間の先行実施をしていると、このような答弁がありました。

文教厚生委員会の学校訪問では、小学校の英語の授業を拝見させていただきました。1年前よりかなり大きく進歩しているというふうに私は捉えました。

さらに、イーオンの調査では、今年の夏の時点での英語の教科に対する準備については、「十分に進んでいる」が2%、「十分とは言えないが進んでいる」と答えた人が40%に対して、「あまり進んでいるとは言えない」が47%、「全く進んでいない」が10%でありました。十分とは言えない、進んでいないと答えた人の中で、課題と感じていることを複数回答で聞きました。263人中171人が、児童の評価の仕方と答えております。次いで、自身の英語指導力が160人でありました。これはもうそういう結果が出ております。民間調査でこのような数字が示されているわけでございます。

広報かみさと11月号は、皆さんも拝見したと思いますけれども、上里町の英語教育が紹介されております。小学校5校、中学校1校の英語授業が紹介されました。これは今までにない取り組みの発表であり、本年度から実施された新学習指導要領完全実施に向けての学校指導室の意気込みを、私はこの11月を見て感じられました。さらに、ALT、外国語指導助手を5人に増員したことも含め、評価はできます。私が平成30年12月定例議会において一般質問した異文化交流を含めた町全体で積極的に英語教育に取り組み、全国にアピールしてはどうかの質問に対して、指導室の答えはこの11月8日に出されたんじゃないかなと私は認識をしております。

最後に、We Love English、一層の御努力をお願いをしたいというふうに思いますので、教育長の決意をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、学校体育館の暑さ対策についてお聞きしたいと思います。

9月定例議会において、同僚議員から暑さ対策として体育館に冷房設備を行う必要があると質問がありました。そうした中、上里北中文化祭に出席をいたしましたけれども、学校教育課の先生より、ビッグファンというんですか、と呼ばれるような大型の機械を会場で紹介されました。1台でありましたが、非常に涼しさを感じました。体育館に冷房が設置されれば、夏の体育の授業には非常に効果的であると思います。この機械は、夏場は湿気・熱気対策、冬場は温度むらの調整について、オールシーズン利用できる大型の機械ではないかというふうに私は考えております。

室内全体に冷房機が設置されれば、これは理想的であります。一般授業に比較して、夏の利

用時間を考えれば、7月、8月いっぱい、もしくは9月初めくらいまでは、効率を考えればこのような大型ビッグファンでもよいのではないかというふうに私は思います。全館冷房設置の費用を考えたときに、こうした機械導入も検討すべきではないか。改めて教育長のお考えをお聞きます。

次に、2といたしまして、防災及び台風19号の関係についてお聞きしたいと思います。

令和元年10月12日、台風19号通過に伴う町の対応と今後の町の防災についてお聞きます。

1つとして、町の防災についての認識について。

今回の台風19号は、気象庁の発表は1週間前から大型で猛烈な台風が日本列島を直撃すると予想していました。最初に町はどの時点で危機感を持ち始めたのか、お聞きしたいと思います。

次に、防災については、以前、同僚議員が町の防災対策について質問した経緯があります。それ以降、議員の質問に対し、防災の必要性を真剣に受けとめていたのかもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

さて、議会事務局のメール報告では、町の対応は10月12日土曜日、警戒態勢第1配備、第2配備については、職員出動は8時に発令されて、課長以上が対象となっていました。その他、各事業課担当職員の出動は、同日11時14分現在56名が出動していた。町の対策本部は非常事態第1で設置されますが、今回はその必要はなかったと、このようなことであります。この時点での警戒態勢について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、12日の対応及び避難所誘導についてであります。

まず、防災上里で台風に伴う避難指示は、町長みずからの呼びかけに対して称賛の声も多く寄せられました。しかしながら、町の防災放送での指示が聞き取れなかったとの不満も多く寄せられました。そうしたことを考えると、防災放送については再度検討すべきと思います。

そこで、防災ラジオ導入の検討をしたらというふうに思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、避難地域が河川近隣区に集中しており、聞くところによりますと、消防が巡回をしていた報告もあります。町も同じように広報車を出して、これらの地域中心部に呼びかけるべきだったのではないかというふうに私は思います。この件についても、町長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、当日、私は避難場所で職員と行動をともにしておりました。気がついた点が幾つかあります。例えば、神保原小学校の避難場所の場合、一度は体育館に避難場所を設置しましたが、その後、下久保ダム放流の情報が流れ、危険が増したということで2階、3階の教室に移動することになりました。高齢者や病人1名、歩行が困難な方は担架に乗せて移動させ、または高齢者を背負って移動させるという状況でありました。

そこで、全員協議会で提出された系列対応状況について、今後の検討課題として25ページの施設管理者、特に学校です、についてお聞きします。

教室を避難場所として利用する場合、開放できる教室とそうでない教室を職員で判断することは困難だと思う。記述には事前に担当者が調整とあるが、神小の校舎移動はどのように判断したのかお聞きしたいと思います。

さらに、避難を呼びかける防災放送では、飲み物などを持参してくださいとのことでありました。避難に必要な装備については、飲料水は用意してありましたが、誘導灯、ハンドマイク、椅子、毛布は不足をしていました。避難所には水、夕食もとらずに避難した人もおりました。住民の人も初めての対応で難しかったと思いますが、今後の課題として何が挙げられるのか、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

次に、地区の民生委員は、ひとり暮らしの高齢者等に避難の呼びかけを行ったと聞いていますが、その後の情報では、民生委員の代表から、八町河原、忍保、黛、西金、勅使河原、長浜等の民生委員に高齢者、ひとり暮らしの高齢者等に避難の呼びかけの要請を行ったと聞き、この対応は非常によかったと思います。しかし、どれだけの人がこの呼びかけに応じたかは定かではありません。

堤防近くの高齢者は危機感を持っていたようですが、避難を呼びかけた宮本町の主婦からは、アンケートで次のような声をいただいております。近所の年寄りには、避難しましょうと呼びかけても、今までそういうことがないから大丈夫だと言って呼びかけに応じなかったという意見や、最悪2階に逃げればいいんじゃないですか、こういうことでありました。結局は自衛隊に救助されるのを待ったりするとの意見でありました。さすがにそれは考えが甘いのではないかと、回収した意見を読んで私はそう思いました。こうしたことを考えると、移動手段も含め、避難対応については検証をすべきだというふうに思います。

また、避難所に住民の代表である区長の姿が全く見られなかったことについては、私は残念に思います。今後区長会にも町長がみずからきちんとした依頼をお願いし、来ていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

課題はいろいろありますが、防災での呼びかけや民生委員の呼びかけに応じられなかった高齢者がたくさんおります。命を守る観点から、防災に対する意識を高めていただきたいと思いますところでもあります。埼玉はもとより、千葉、群馬、山梨、長野などの被災を教訓に、万全な体制をつくるようお願いしたいと思いますが、改めて町長のお考えをお聞きします。

その他の情報としまして、全体の避難者が830名ということで報告されております。この情報は、避難所へ避難した人であると思いますが、私の情報では、親戚、それから友人、子ども、そういうところへ避難した人もあったと聞いております。総体的には830名よりもっと多くの

人々が、何らかの形で避難をしたのではないかというふうに思われます。最終的にどこまで把握していたのか、状況を報告していただきたいというふうに思います。

次に、台風通過後、堤防下付近で陥没が発見されました。この場所は、公園整備以前は個人所有の農地があり、過去に農業用の水利として井戸水があった形跡があり、今回の台風による冠水で井戸に水が差し込み、陥没したと思われます。その復旧については、十分に土を入れ補充をし、転圧をしたという報告がありました。非常にこれは大事に至らなくてよかったというふうに思いますので、今後も注意深く点検をお願いしたいというふうに思います。

忍保は神流川、八町河原は烏川、神流川の合流点であり、その先は利根川ということも確認をすべきであります。忍保パブリック公園が浸水したことは、北側の樹木林を乗り越えたというふうに言っていますが、写真を見てもどうしても私は考えられないので、忍保の一部住民は、バックウオーターが原因で発生したのではないかというふうに言っております。今後のことも考え、はっきりした説明をお願いしたい。改めて町長のお考えをお聞きします。

また、建物被害と浸水被害について、全くなかったのかどうか、担当課にもお聞きしたいというふうに思います。

防災対策本部の設置について、今回の経験を生かし、万全な体制をつくっていただきたいのはもちろんのこと、あらゆる角度から検証することが大切であり、被害がなかったからといって楽観視すべきではないというふうに私は思いますけれども、改めて町長の防災についての総合的な考えをお聞きします。

次に、防災ハザードマップの見直しについてお聞きします。

2019年3月版は、すごく立派なものであると私は理解しております。今回の10月11日から13日にかけて発生した台風19号は、埼玉、長野、宮城、福島、茨城に甚大な被害をもたらしました。山間部の崖崩れ、河川の氾濫など、想定外の雨量による被害が発生いたしました。我が上里町も対策本部の設置など、今までにない体制をつくってきたことは評価ができます。しかしながら、今後は地球温暖化の影響による気候の変化を慎重に見きわめる必要があると思います。上里町も今後の防災について対策を再検討しなければならないと思います。

上里町の2019年3月版の防災ハザードマップについて町長にお聞きしますが、このハザードマップの修正とか見直しをする必要はあるのかないのか、お聞きしたいと思います。なぜなら、ハザードマップ2ページに、浸水情報凡例が示されています。17号バイパスが完成いたしますと、八町河原、忍保、黛、内出、金久保、勅使河原等が道路により寸断をされ、万が一河川が氾濫した場合、バイパス北側の河川寄りの地区が分断されるおそれがあります。本庄道路は高さ2メートルの道路と聞いています。浸水した場合を考えた場合、河川北側の地区は道路により寸断されるおそれがあります。

また、現在の堤防は約7メートル弱と聞いていますが、この堤防が決壊、または堤防からあふれた水が本庄道路を簡単に乗り越えるかもしれません。災害時の緊急輸送も考慮して道路が寸断されれば、道路をつくった意味も半減してしまうおそれがあります。町として国交省に対し、道路の高低等について再考する必要があるのかお聞きしたいと思いますが、改めて町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

本庄道路については、トンネルの設置の要望などが出ており、トンネルが幾つもできると高低に大きな変化が発生するのではないかと思います。国交省は今回の台風での大きな被害を受け、現在の道路計画にも大きな影響が出てくるのではないかと思います。指定区域の明確な表示も含め、ハザードマップの修正、見直しの考えがあるのか、町長にお聞きします。

さらには、ハザードマップにない今回問題になっている霞堤防についても、大きな被害を受けた長野県千曲市の市長は、霞堤防からの浸水を受け、見直しも含め検討したいと述べております。上里町にも霞堤防のようなものが確認されておりますが、町の調査によりますと、未整備堤防が一部あるというふうに言っていますが、今後国交省とこの件について検討する余地は十分にあると思いますが、いかがでしょうか。

こうした状況を踏まえ、災害の防止について、町民が納得できるような町長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、今後の課題として、私は今回の台風19号関連について、忍保・八町河原・宮本地区100名の方にアンケートをお願いしました。多くの方から回答をいただきました。アンケートによりますと、町の対応が全くだめだという人は一人もおりませんでした。事前に配付した別紙を参考していただきたいと思いますが、町長はこのアンケートを見てどのように感じ、今後の防災の対策について反映するのかお聞きします。

次に、神小、賀美小の体育館の避難者のトイレの利用についてお聞きしたいと思います。

11月8日の全員協議会資料によりますと、台風19号による避難者は全体で830名であるということが報告されておりますが、その中で神保原小には171名、賀美小には37名の方が避難をしました。両校合わせて208名でありましたが、これだけの人たちが避難するわけですから、トイレの利用なども当然多くなります。

私は神小に約5時間ほどおりましたが、私が公民館から神小体育館に移動した時間帯は、雨、風が最も強い時間でありました。避難者にとって一番困ったのは、このような時間帯のトイレの使用であります。困ったことに、トイレは体育館の外にあります。一番トイレに近い扉は雨が入ってしまうために、正面入り口などに一旦外へ出ないとトイレに行けません。傘をささなければトイレに行けません。私が見た限りははっきりしませんが、相当数の方がおりました。トイレの場所の表示もなく、役場職員に場所を聞いていました。

避難所で何が困るかといえば、館内にトイレがないことであります。北中や公民館などは館内にトイレがあるために問題がなかったようではありますが、避難場所に必要なものがないということは大変なことでもあります。今まではこうした事案がなかったため、トイレが外にあっても気にしなかったことが、今回の台風で問題が発覚してしまったのであります。

今後も今回のような事案がいつ発生するかわかりません。町としても今後避難所として指定するのであれば、今後の課題として対策を立てていただきたいと思います。改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます

高橋勝利議員の御質問に順次答弁申し上げたいと思っております。

まず、1、今後の小中学校教育の取り組みについて、①地方教育行政法が改正されたことについての御質問にお答え申し上げます。

現在の新教育長制度は、平成26年6月に成立、平成27年4月より施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により制度化されました。制度改正の経緯の一つに、旧制度では、教育委員会の中に委員会の主宰者である委員長と事務の統括者である教育長が存在し、どちらが教育委員会の代表者、責任者であるかわかりにくいという課題が指摘されておりました。新教育長制度はこの課題を解消するため、両者を一体化し、法律において新教育長は新教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとされております。

上里町教育委員会は、平成28年10月から新教育長制度へ移行して以降、教育長が教育委員会の代表として教育委員会会議の主宰や事務局の事務を統括し、所属職員の指揮監督を行っております。そのほか、総合教育会議の設置により、首長と教育委員会が協議、調整する場が設けられ、それまで以上に政策の方向性の共有と連携が図られております。

この制度改正により、教育長の任命方法、任期が改正され、旧制度では教育委員の中から委員会が任命し、4年間の任期でありましたが、新制度では首長が議会の同意を得て任命することとされ、任期は3年となりました。

また、今までの教育長は小・中学校校長経験の方が多かったと思われますが、埴岡教育長は高等学校教員出身で、高等学校、特別支援学校の管理職として経験を積んでおります。その間、高等学校教育だけでなく、中学校訪問による進学相談や障害者教育、長期派遣研修で民間企業にも勤務経験があります。さらには、自身のスポーツ経験からスポーツ振興にも理解があり、

既に町の生涯学習の推進にも積極的に取り組んでおるところであります。

以上のことから、地方教育行政法が改正され、制度が変わりましたが、埴岡教育長は小・中学校の経験がなくても上里町教育委員会教育長として十分に職務を遂行しており、教育長として適任であると考えております。また、上里町の未来を担う子どもたちのために、教育委員会教育長としてリーダーシップをとっていただいております。

続きまして、②算数の捉えなおしについて以降は教育長より答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

次に、2、台風19号発生に伴う町の対応と今後の防災についてでございますが、沓澤議員並びに植原議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複する場合もございますが、御了承いただきたいと思います。

まず、①の防災の認識についてのお尋ねでございます。

台風19号は、10月12日の午後7時ごろ、静岡県伊豆半島に上陸し、関東地方を縦断して福島県沖から太平洋に抜けました。近年経験のない大型の台風で、町としましても初めての避難勧告を発令し、避難所を開設いたしました。

町では10月6日の台風発生以降、動向を注視しながら、逐次担当課と情報共有を行いました。11日の午前中に打ち合わせ会議を開催し、体制等について協議をし、午後には土のうの作製や忍保パブリック公園のトイレの一時撤去などの対策を講じ、台風に備え、12日の午前8時に警戒体制第1、第2配備をしき、同日午後3時に警戒体制から非常体制第1配備に移行し、災害対策本部を設置いたしました。

議員お話のとおり、以前から災害対策に関する御質問を多くの議員さんからいただいております。また、高橋勝利議員におかれましては、高い問題意識のもと避難地域へのアンケートを行い、町民目線に立った意見を御提供いただいたことに感謝申し上げます。

町では、平成23年の東日本大震災や平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震などの大災害を教訓にし、平成29年度に地域防災計画の改定を行い、計画的な備蓄や災害協定の締結、各行政区、地区公民館での防災講習会の開催並びに自主防災組織の育成等、防災・減災のための対策を進めてきております。また、平成30年度には業務継続計画、これはBCPと申しますが、の見直しやハザードマップの更新を行い、職員や町民に向けた防災・減災のための対策を進めてきておるところでございます。

次に、②台風19号関連の避難誘導についてのお尋ねでございます。

10月12日、午後4時40分に河川沿いの地域に避難勧告を発令し、私みずからの声で放送させていただきました。現在、町では防災行政無線のデジタル化を進めており、令和2年度中には町内全域に高性能スピーカーを設置する予定となっております。これにより音質がクリアにな

り、音達範囲が広がるなど、情報伝達の効率化を図ることができると考えております。

議員お話の防災ラジオは、ラジオの周波数帯を利用したアナログ電波型式での使用はできませんが、デジタル化した場合は使用できなくなります。防災ラジオにかわる機器として専用の戸別受信機が必要となりますが、このたびのデジタル化整備工事では、防災行政無線による放送を聞き逃した場合には聞き直すことができる電話自動応答装置を、令和2年度末の運用開始と同時に導入する予定となっております。

災害など緊急時の情報伝達については、防災行政無線による放送に加え、防災メールやアプリ、水防団による呼びかけなど、伝達手段の多重化を図り、迅速かつ正確に情報発信できるよう努めてまいりたいと思っております。

広報車の巡回についてですが、災害対策本部副本部長である消防団長の指示により、避難対象区域の分団には広報と巡視活動を、また、避難対象区域外の分団には巡視活動及び障害物除去作業を依頼いたしました。消防団は水防団を兼ねており、今回の活躍は町長として大変誇らしく思っておるところでございます。

校舎移動の判断につきましては、避難勧告を発令後、垂直避難の指示をさせていただきました。

各行政区の区長さんや民生・児童委員さんとの協力体制についてでございますが、自助・共助の観点からも、地域の協力なくしては災害対策はできませんので、今後とも区長会並びに民生児童委員協議会との連携体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

避難者数についてですが、今回開設をした避難所は最終的に9カ所で、ピーク時では約830名の避難者が施設を利用し、中には町外の方もいらっしゃいました。議員お話のとおり、親戚や友人宅、または町外へ避難した方もいらっしゃるかと思われませんが、十分な把握ができる状況ではございませんでした。

建物被害と浸水被害についてでございますが、建物被害は屋根瓦の一部損壊があり、1件罹災証明を発行しております。浸水被害は報告が入ってございませんでした。

このたびの台風19号では、実際に避難所を開設したことでさまざまな課題等が見えてまいりました。住民の皆様からいただいたご意見、電話対応や避難所を担当した職員の意見を集約し、11月1日に役場内で開催した検証会議で、情報の共有と今後の対策について協議検討いたしました。このたびの教訓を生かし、地域の研修を通し、住民の生命と財産を守るための防災・減災対策をより強化して推進してまいりたいと考えております。

次に、③防災ガイド・ハザードマップの見直しについてのお尋ねでございます。

国道17号バイパス本庄道路が建設されることにより、ハザードマップの見直しが必要ではないかとのことでございますが、本庄道路の道路計画につきましては、盛土構造になる箇所と現

況町道との平面交差箇所など、起伏のある道路計画となっており、本庄道路が第2の堤防となるという認識はございませんので、現在のところ見直しは予定しておりません。

今年4月に配布いたしました防災ガイド・ハザードマップは、水防法の改正を受け、国土交通省高崎河川国道事務所が浸水想定区域の見直しを行ったことにより、作成させていただきました。今後、法律の改正やガイドラインの見直し等、内容の変更や必要な修正等が生じた場合には、その都度ハザードマップの見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、霞堤防の御質問でございますが、霞堤は堤防のある区間に開口部を設け、上流部の堤防と下流側の堤防が二重になるようにした不連続な堤防のことでございます。洪水時には開口部から水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れる洪水の量を減少させます。洪水が終わると、堤内地に湛水した水を排水します。急流河川の治水方法としては、非常に合理的な機能を有しているとも言われております。

霞堤防について、国土交通省と検討することについては、私が会員である烏川・神流川改修促進期成同盟会会員のほか、市長、町長とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、④神保原小学校・賀美小学校体育館避難所のトイレの利用についての御質問についてお答え申し上げます。

台風第19号においては、近年経験したことのない大型の台風の接近に伴う対応として、町として初めてとなる避難勧告を発令し、神保原小学校、賀美小学校、長幡小学校、上里中学校の体育館を避難所として開設しました。

議員御指摘の避難所として開設した小学校の体育館内にトイレはなく、館外に併設されたトイレを利用していただくこととなっており、トイレを使用する際には一度外に出ていかなければならず、台風のような雨、風が強い場合にはぬれてしまう状況にあります。

また、体育館での授業、学校活動を行う場合には、児童・生徒は基本休み時間にトイレを済ませており、使用頻度といたしましては低いと思われまます。

学校施設を避難所に開設する際の検討課題として、初めから校舎を避難所として開放するのも選択肢の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） おはようございます。教育長の埴岡です。

高橋勝利議員の質問、一番最初の1番の今後の小中学校教育の取り組みについて、2番以降

について、順次お答え申し上げます。

まず、②算数の捉えなおしについての御質問にお答え申し上げます。

御質問にありましたとおり、私は高等学校数学の教員として埼玉県に採用されました。

小学校は、中学校、高等学校に結びつける基礎を学ぶ時期でございます。算数、数学は一つ一つの学習内容の積み上げの教科ですので、学力調査の分析等を活用し、まずは積み残しがないように進めてまいりたいと考えております。中学校、高等学校の連携に関しましても、より一層進められるよう、随時情報提供をしていくなど経験を生かし、取り組んでまいりたいと思います。上里町の教職員の指導力向上及び児童・生徒の学力向上に努めてまいります。

また、上里町では、学び合い学習を中心に据え、文部科学省の求める主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業改善に取り組んでおります。算数、数学を含めて全ての教科において一人一人の学びを保障し、学力向上を図っていきたいと考えております。

また、高等学校では普通科のほか、農業、商業、工業などの専門学科があります。義務教育である小・中学校では全ての教科を学習し、その中から自分の興味関心につながるものを見つけてもらいたいと思っております。

学び合い学習においては、本年度上里町教育講演会や各学校の校内授業研究会、上里町学力向上授業研究会等を行い、町全体で取り組みを深めておるところでございます。今後も町全体で全教科、領域において学び合い学習の研究を推進し、教職員の資質向上や児童・生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。

私も10月に就任して2カ月がたちましたが、町内の小・中学校でこんなにも熱心に学力向上のための研修会が行われており、先生方も真剣に取り組んでいることに大変驚きました。頭の下がる思いです。

続きまして、児童・生徒の3割が宿題以外勉強しないということについての御質問にお答えを申し上げます。

初めに、上里町の小学6年生と中学3年生の家庭学習時間について申し上げます。

本年度4月に行いました調査につきまして、上里町の小学校6年生における学校の授業時間以外の勉強時間が、これは宿題も含まれておりますが、1時間以上と答えた割合は67.6%、全国平均よりも1.5%高い割合となっております。同じように、中学3年生では75.1%であり、全国平均よりも5.3%高い割合となっております。以上のことから、家庭学習時間に関しては全国に比べて長いと言えます。

また、小学校では学年掛ける10分、学校によってはさらにプラス10分を家庭学習の時間の目安として設定し、家庭学習の習慣化を図っております。

次に、小・中学校の取り組みについて申し上げます。

現在、上里町の小・中学校では、全ての学校で自主学習を推進しております。通常の宿題とは別に自分で選んで取り組む自主学習を行うことで、学習への自主性を養っております。小学校では、自主学習ノートが終わると修了証が授与されるなど意欲を持たせる工夫をしたり、お勧めの自主学習を紹介した家庭学習ガイドを配布したりするなどの取り組みをしております。中学校でも同じように学業賞を発行したり、「自学1 ページで学力アップ」という資料を作成、配布し、毎日1 ページ以上を目安に取り組ませたりするなど、家庭学習の素地を養っております。まずはその日授業で理解したことを、宿題を通して定着させること、また、家庭学習を継続して行うことで学習の習慣化を図っていきたいと考えております。

続きまして、④公立学校の支援スタッフについての御質問にお答え申し上げます。

現在、上里町では、スポーツエキスパートという形で、上里中学校の野球部と卓球部に1 名ずつ、上里北中学校の卓球部とソフトテニス部に1 名ずつの計4 名を配置しております。部活動の支援及び生徒の専門的な技術、技能の向上に向けた指導をしていただいております。

また、法改正により、学校外から部活動の指導をするための職員として任用され、顧問となることができる部活動指導員、これが2017年から制度化されました。このことにより、部活動の技術指導だけでなく、大会の引率等もできるようになり、支援の幅が広がりました。しかしながら、この部活動指導員制度には、自治体にはありますが、教職員免許状や競技種目の指導経験を有している等の制限があることなど課題があり、人材確保の懸念もあります。そのため、今後につきましては、国の方針に沿ったスポーツエキスパートから部活動指導員への移行も含め、上里町ではどのような支援体制が適切であるか研究していきたいと考えております。

続きまして、英語教育の指導に自信があると答えた教員が3 割である事についての御質問にお答えを申し上げます。

平成29年3 月に新学習指導要領が告示され、来年度から小学校の3、4 年生に外国語活動、5、6 年生に外国語科が導入されます。その背景には、社会の急速なグローバル化の進展に伴い、異文化理解や異文化コミュニケーションの力が求められておることから、英語力の一層の充実は極めて重要な課題であると捉えております。

そこで、高橋議員のおっしゃるとおり、上里町では来年度からの完全実施と同じ授業時間で、小学校3、4 年生は年間35時間の外国語活動、5、6 年生は年間70時間の外国語科の授業を本年度から実施するとともに、児童・生徒のさらなる英語力向上のため、小学校での外国語活動、外国語科の全ての授業にALT を配置、また、中学校の外国語科の授業においても、昨年度以上にALT の積極的な活用を図れるように配置しておるところでございます。

教職員の指導力に関しましては、各小学校から推薦された5 名の職員が小学校教員英語指導力養成講座を受講し、英語教育推進リーダーとして校内研修等で技術指導・伝達を行うなど、

自信を持って英語教育の指導に当たれるよう、研修の充実を図っております。

このような上里町の先進的な英語教育の取り組みに関して、また、各学校独自の工夫や豊かな取り組みを町民の皆様にも知っていただきたく、本年度は、高橋議員にもお褒めをいただきましたが、11月の広報かみさとに掲載させていただきました。今後も積極的に英語教育の実施状況を発信してまいりたいと思います。

最後に、体育館の暑さ対策についての御質問にお答え申し上げます。

御質問に出てきました大型扇風機に関してですが、体育館に設置することにより、館内の空気の通りをよくしたり、風を感じることで体感温度を下げたりすることができます。他県や他市町村でどのような暑さ対策をしているのか情報収集を進めるとともに、学校に情報提供を行いつつ、研究を進めてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 町長に再度お聞きしたいと思うんですよ。今私たち議員が14名います。今日も大勢の傍聴者も来ております。何が一番聞きたいかといったら、災害に対して全町民がどれだけこの放送によって自分たちの危機を感じ取れるのか、今デジタル化して全部やるというふうに言っていますけれども、今やっているものが聞こえなかったということなんです。これは平常時とそうでないときのことを考えてお答えしていただきたいと思うんです。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の再質問にお答えする前に、先ほどの私の答弁でちょっと1カ所訂正がございます。2の4番で神保原小学校、賀美小学校体育館避難所のトイレ利用についてということで、私が避難所は上里中学校と述べましたが、上里北中学校の誤りですので訂正させていただきます。

高橋議員からの再質問についての防災無線が聞きづらかったということでございます。

答弁でも申し上げましたように、アナログからデジタル化に移行する時期でございまして、デジタル化でと今申し上げましたように、音声クリアになるし、音声の品質が非常に高まるということでございます。災害時については、他の議員からも御質問ありましたように、その環境によって、非常に台風というのは地震と違って窓をあけづらいとか、そういったそのときの状況によって非常に聞こえづらいということがあるかと思います。これについても、いろいろな防災メールや答弁しましたように防災アプリ、そういったものの活用、それから聞こえづらかった場合の電話での対応、そういったあらゆる手段を通じて、それを補完していくように

町としても考えております。

先ほど申し上げましたように、住民の皆様の安全・安心、それから生命・財産を守るということは、私どもとしての使命でありますので、引き続き高橋議員の御意見を尊重しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 今の町長の説明なんですけれども、いいものを入れても聞こえなかったということでは困るんです。全町民が、町長が言ったものがああこうだったと聞き取れるような内容になってくれればいいんです。何が一番よく、やればできるのかということ、もう一回ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

防災ラジオ等、デジタル化に移行した段階でいろいろな今困難である場合どうだということではありますが、デジタル化によりまして従来のアナログ方式の防災ラジオは使えませんので、戸別のラジオ受信機、そういったものが普及してくれば、その導入を含めて、費用対効果を検証しながら情報伝達ツールのいろいろな方法を検討していくということで考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 時間がありませんけれども、やっぱり群馬県の板倉町の町長は、この間のNHKで全町に防災ラジオを入れたと、何でかといったら、カスリーン台風ですごい被害を受けたと、その教訓で1万5,000人きりいない町民の人たちに全部無料配布をしたと、だからそういうことを踏まえて、今度は絶対聞こえますというような自信があるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

質問の意味はわかるんですが、この防災デジタル化というところで、全ての町民といいますか、絶対ということはなかなか厳しいことだと思います。

ただ、先ほどの繰り返しになりますが、住民の生命と財産を守るためにあらゆる手段、伝達

ツールを考えていくということでもありますので、この中でも先ほど言いましたように、板倉町の場合にはアナログというか、防災ラジオはアナログ方式でないと使えないということでもあります。けれども、今国が進めているデジタル化を今から戻すことは基本的にはできないということであれば、今のデジタル化を進める中でもいろんな情報伝達ツールを使って検討していくと、実際私が避難勧告を出したときに、聞こえたという声もあるんです。それはもうとにかく、環境がたまたま防災放送の近いところにあったということだと思います。私のところへ当日避難勧告のときに携帯電話が鳴って、聞こえているよという声もあります。

それはその地域地域で聞きづらいところもあるかと思います。その辺は、実際デジタル化を進めた上で音達ができているかどうかは検証して、聞きづらいところがあればそういったところも含めて、また、聞こえなかったところに対しても水防団というような活動も考えておりますので、今回の中で検証を重ねて、高橋議員のおっしゃる全ての人に伝わるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 時間がありませんけれども、それを是非期待していきたいというふうに思います。

教育長にちょっと聞きたいと思うんですけれども、宿題以外 3 割というのは高いのか低いのか、ちょっとお聞きします。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 私の経験からしまして、宿題をやれば十分だなというのは思うんですけれども、そういう意味では、宿題以外に 3 割しかじゃなくて、3 割もというふうに私は捉えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 東京の中学校にこの前研修に行ってきたんですけれども、あそこは宿題廃止、期末テスト廃止、担任もいないと、こういうような学校が成績が上がったと、こんなような報告をしているんですけれども、改めて教育長にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 先進中学校ということで、東京の麹町中学校を視察されたということで、本当に頭が下がる思いでございます。私もいろんな先進校の取り組みを学びながら、この上里町に最も適した方法は何なのかということを勉強しながら、子どもたちによりよい教育を目指していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） そのとおりだと思います。

今後、より一層学力向上に教育委員会を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 15 分休憩

午前 10 時 30 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） 6 番猪岡壽でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告どおりの一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、大きく 2 つございます。1 つは、一般会計と水道事業の元利償還額についてでございます。2 つ目は、税收以外の収入を増やす施策について。この 2 点について質問させていただきます。

質問 1、一般会計と水道事業の元利償還額について。

①一般会計の元利償還額について質問させていただきます。

平成30年度の一般会計の地方債残高は、平成30年度における発行額 5 億7,860 万円、元利償還額 8 億8,192 万8,000 円で、前年度より 2 億5,431 万9,000 円減少して79億2,215 万1,000 円の残高となりました。利子支払額は4,900 万9,000 円で行いました。

地方債残高はここ数年減少していますが、この要因としては、学校施設整備事業債や公共事業等債が減少していることと、元金償還額が増加していることなどが挙げられます。これから先、令和元年以降の地方債残高についてはどのように推移していくか、予測は難しいところで

ありますが、地方債残高が増加すれば元利償還額もふえていくこととなりますので、地方債を発行する事業については、その効果が町のためにどのように貢献していくのかを十分に見きわめた上で、慎重に実行していただくことをお願いする次第です。

町長の当選当時には、多くの公約を公言しておられましたが、その財源について地方債を活用していくのか、まず町長の見解をお聞きいたします。

町の地方債残高については、以前にも質問させていただきました。そのときの回答は、地方債のうち、61%に当たる約50億円がいずれ普通交付税として戻ってくる臨時財政対策債なので、さほど心配はしていないとの回答でした。確かに毎年平均4億2,000万円程度の交付税として戻っているようですが、この臨時財政対策債は年々増えています。その背景には、国の財政が厳しいからであると思います。

私も国を信頼しないわけではありませんが、報道などでは、2019年末の国の借金に当たる国債残高は897兆円に達する見込みで、財政赤字額は最近発表されなくなりましたが、1,100兆円以上になっていると予測しますし、毎年の国の予算編成で必要経費を税収だけで賄えず、不足分を新たな国債の発行で補う借金漬けの財政運営が常態化していて、肝心の財政再建が先送りにされている状態であります。他国と比べても、日本の財政は突出して悪い状態となっています。これにより、将来普通交付税が減らされれば、臨時財政対策債分をもらえたとしても、トータルでは町の負担はふえることとなります。

また、日本の借金負担が余り重く感じられないのは、日銀が10年物国債の利回りを、0.1%を下回るような異例の低金利政策を続けているためでありまして、借金が多ければわずかな金利上昇でも利払い費がかさむため、早く残高を減らすことが重要だとの新聞記事が載っていました。国も地方も同じであります。借金をすれば、利息をつけて返さなければなりませんし、我々の子どもや孫に負担をかけることとなります。

30年度の町の一般会計の支払利息も4,900万円も発生しています。それに対し、基金の積み立て45億4,100万円の利息は97万円です。借金の残高に対する金利も1%未満のものが82%、2%未満が17%、3%未満が1%と低金利ではありますが、残高が多いと額も増えますので、いかに低金利のものに変えていくかも重要なこととなります。基金残高を減らしてでも低金利のものに変えていくお考えが町長にあるのかお聞きいたします。

30年度決算では、一番肝心の町税が29年度より295万7,000円増えたことは明るい材料でありましたが、経常一般財源合計は減少し、経常的歳出が大幅に増額となったため、町の財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は86.7%となり、前年より1.2%悪化して、町の財政は硬直化しております。

令和2年度より実施される会計年度任用職員制度導入によって人件費が5,300万円増えるな

ど、増え続ける経費に対して、人口減少が予測される中で個人町民税が増えていくのか、米中貿易摩擦の影響で景気が悪化すれば、10月からの法人税率引き下げや、法人の廃業やM&Aの活発化などで法人税の減少が予測される中で、自主財源である町税がどのように推移していくのか、大変難しい財政運営となることが予測されますが、町がこれから安定した財政運営を続けていくためにも、地方債の発行は慎重にして元利償還額や経費の削減を徹底すべきですが、再度町長の御見解をお聞きいたします。

続きまして、②水道事業の元利償還額についてお尋ねいたします。

水道事業の30年度決算において、企業債残高は発行額4,930万円、元金償還額 3 億393万7,000円で、前年より 2 億5,463万7,000円減少し、18億3,995万円でした。

30年度の損益計算書の純利益は8,923万5,000円計上し、未処分利益剰余金は 4 億1,378万2,000円で、剰余金処分計算書にて減債積立金に 1 億6,008万円積み立て、資本金に8,410万9,000円組み入れ、繰越利益剰余金は 1 億6,959万3,000円でした。

水道会計では、損益計算書上は毎年黒字となっていますが、過去の老朽管の更新や浄水場の設備の修繕などを企業債で補ったため、企業債が膨らみ、現在はその元利償還額が資金繰りに大きな影響を与えていて、利益は出ているが資金が不足している状態であります。

30年度について分析してみると、給水戸数は 1 万2,805戸で、その営業収益は 4 億8,681万9,000円で、1 戸当たり年間 3 万8,000円の売り上げとなっております。それに対して、元金償還額は 3 億393万7,000円でした。1 戸当たりになると 2 万4,000円の償還額であります。また、その利息については4,186万2,000円で、1 戸当たり3,000円となります。元利合計で 1 戸当たり 2 万7,000円となって、3 万8,000円の売り上げに対し 2 万7,000円、率にして売り上げの 71%を元利償還額が占めている状態でございます。そのほかに、減価償却費 1 億8,534万9,000円を除いた営業費用が 2 億1,376万4,000円で、1 戸当たり 1 万7,000円程度かかっている計算になります。

損益計算書では8,923万5,000円利益が計上されていますが、キャッシュフロー（資金繰り）計算書では7,872万2,000円の不足が生じ、期首資金残高 3 億6,489万8,000円が、期末残高では 2 億8,617万5,000円に減少しております。29年度は8,817万4,000円の不足が生じました。令和元年度の企業債の予定元利償還額は、元金償還額 2 億8,714万7,000円、利息約4,000万円で、元利償還金額は 3 億2,800万円程度が予測されまして、現預金残高は減少することが予測されます。

この状態で経営していくと、2 億8,600万円の資金残高は 3 年から 4 年で底をついてくると思います。資金不足が生じるということになります。資金不足に対する企業債の発行は認められていない状態でございます。多くの自治体の水道事業は大変厳しい状態でありますので、水

道事業をコンセッション方式で民間に委託、あるいは譲渡した自治体もありますが、ほとんどが失敗している状態でございます。

この厳しい水道事業を継続していく対策としては、企業債の利率が4%から5%台の利子残高が3,003万3,000円あるので、利率の低いものに変えていくことと、令和3年度に料金の改定を予定しているようではありますが、現況の水道事業の実態を十分に住民に説明して、将来にわたり資金不足が起きない安定した水道事業を経営していただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

3番目といたしまして、下水道事業の元利償還額についてお伺いいたします。

水道事業以上に財政状態が厳しいのが、下水道事業であります。事業半ばなので接続率が43.7%と低いということがありますが、30年度の企業債残高は24億9,695万4,000円となっています。元金返済額は1億107万1,000円、利息額は4,592万7,000円、元利償還額は1億4,699万8,000円であって、営業収益額7,239万9,000円の2倍以上の額になっています。

このほかに、減価償却費1億2,436万3,000円を除いた営業経費が4,790万5,000円計上されていて、営業収益額から元利償還額と営業経費を引くと、1億2,250万4,000円の赤字が生じていますが、損益計算書上の当期純利益は3万2,000円でした。その要因は、営業外収益で一般会計補助金9,535万6,000円と長期前受金戻入5,048万7,000円が計上されているからであります。長期前受金戻入については、繰延収益の償却であって、現金収益ではありません。また、元金償還額は経費に算入されないため、利益計上となっております。キャッシュフローでは、企業債による収入や一般会計の補助金などで補っていますが、3,569万7,000円の資金不足が生じまして、期末現預金残高は7,624万4,000円でありました。

下水道事業も毎年資金不足が生じていて、数年先には資金不足となる可能性があります。令和元年度の元利償還額も1億5,000万円程度の額が予測されます。したがって、企業債の発行と一般会計からの財源補充が必要となりますが、これからは税収が増えることは見込めない状態の中、一般会計からの補助金も難しくなります。

企業債を増やせば将来にわたり元利償還額が増えることになります。この厳しい下水道事業についてどのように町として対応していくのか、町長の見解をお伺いいたします。

質問2といたしまして、税収以外の収入を増やす施策についてお伺いしたいと思います。

上里町の人口の将来展望は、2030年で約3万人、2060年で約2万6,600人を目標として、これを実現するための施策を上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略としてまとめ、人口減少対策に取り組んでいるところでありますが、この人口減少予測に対して現在の納税義務者が、30年度は1万5,811人がどの程度減少していくのか、また、30年度の271万6,641円の平均所得がどの程度になるのか、それが税収にどの程度の影響を与えるのか、大変気になる問題であります。

す。

町税はここ数年順調に伸びていますが、人口減少という不確定要素によって、これから先はわかりません。増えることはないと考えておく必要があるのではないのでしょうか。そこで、この町が税収以外で稼げるものは何かと考えまして、その施策として3点ほど挙げてみましたので、ちょっと質問させていただきます。

①といたしまして、スマートインター周辺の活性化によって農産物直売所を含む物産品の売り上げ増を図り、それに携わる関係者全体の所得向上を実現させること。それにより、個人町民税の増収を図り、町のPRにつなげることが必要ではないのでしょうか。

2つ目は、上里ゴルフ場の入場者の増加による利用税の増収を図ることと、ゴルフ場内において、町の特産品の販売促進を図るということであります。

3つ目は、ふるさと納税などの寄附額の増額等に力を注ぐべきだと思います。

①について、私も時々農村公園内外の様子を見に行っていますが、農村公園内の直売所の周辺の店舗には、最近サービスエリアから歩いてくる客が増えているようです。直売所内の食堂も昼時は平日でも多くの客が入っていますし、洋菓子店の袋や農産物の入った袋を持ってサービスエリアに戻っていく人の数も、最近では多く見かけます。

サービスエリアには常時多くの観光客が休憩に立ち寄っていますので、これから町もサービスエリア周辺の関係各社と協力して、町内周辺の観光PRにさらに力を注ぐことによって、さらにより結果が得られると思いますが、町長の見解はいかがででしょうか。お伺いいたします。

②について、上里ゴルフ場においては、入場者が増えているようでございます。特に、最近台風19号で近隣の河川敷のゴルフ場、上武ゴルフ場、妻沼ゴルフ場などはコースが水で冠水して、当分の間営業休止となっていることも、上里ゴルフ場に入場者が集中していることのようにあります。入場者の増加は利用税の増加につながります。また、ゴルフ場がコンペの賞品として地元の特産品をもっと多く扱っていただければ、地元の農業生産者の増収になり、それが町の個人町民税の増加に貢献することになります。既にかんな清流米、彩のきずなについては、時々ですが扱っていただいています。

そこで、町がもっと多くの地元特産品をゴルフ場の景品や場内の売店で扱っていただくよう、ゴルフ場に依頼することが必要なのではないのでしょうか。町長にお伺いいたします。

続きまして、③のふるさと納税につきましては、30年度は49件、金額にして151万円の寄附額で、前年度35件107万円に対して41%も伸びています。この制度については、3割を超えた過度の返礼品や地場産以外の返礼品を扱っている自治体もあり、問題となっているようですが、除外となった大阪府泉佐野市、静岡県小山町などの4市町では1,112億円の寄附額を集めたため、使い切れずに基金の残高が増えている状態であるとのこと。特に泉佐野市で

は、2018年度末の基金残高は1年前の2.7倍の287億円に急増したとの新聞記事が載っていました。これから先、財政が厳しくなる中で、基金の残高を増やしておく政策は絶対に必要でございます。

上里町も総務省の指示に沿い、3割以内の返礼品を守って地場産品の返礼品の扱い、地場産品にこだわらずに上里ゴルフ場の割引券の扱いなど、寄附者に魅力ある返礼品の開発に力を注ぎ、寄附額を増加させ、税収以外の収入を増やし、財務体質の強化を図ることが必要であると思いますが、町長の御意見はいかがかお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。御回答よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡壽議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、一般会計と水道事業の元利償還額についてのお尋ねのうち、①一般会計の元利償還額についてでございます。

町が発行する地方債は、公共施設の整備や更新といった建設事業に関連するものが一般的でございます。公共施設それぞれの減価償却の期間に応じて、償還年数を定めることを基本としております。つまり、地方債とは、公共施設の整備更新に要した費用を償還年数で分割し、町民がそのサービスを楽しむ期間にわたり、公債費によって公平に負担すること、いわゆる住民負担の世代間の公平という考え方を基本とするものでございます。また、借入額の一部が交付税措置されるという点も、地方債を選択する上で重要な要因でございます。

この考え方を踏まえ、私の公約の中で建設事業に関連するものにつきましては、まずは国・県補助金などの活用を最優先で検討することを基本といたします。また、交付税措置があるなど有利な地方債の適用が見込める事業があれば、起債要件等を県と確認、調整しながら活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、地方債残高のうち、金利の高いものについては基金を活用し、繰上償還を行うという考えについてですが、地方債借り入れ時の契約によりまして、繰上償還をする際には将来利息相当分を上限とした補償金が必要となる可能性があります。つまり、利息も含めて繰上償還を行うということになりますから、財政的なメリットも薄いという判断になろうかと思ひます。

議員より、地方債の発行は慎重にという御意見をいただきました。先ほども申し上げましたとおり、住民負担の世代間の公平という原則を踏まえ、交付税措置のある有利な地方債について検討を行うなど、活用すべき地方債を慎重に見きわめてまいりたいと考えております。先の世代に負担が残らない方法についても常に研究し、健全な財政運営を図ってまいりたいと考え

ております。

次に、②水道事業の元利償還額についてでございます。

水道事業は、施設の建設、改良等に多額の費用を必要とし、料金収入だけでは財源が不足することから、企業債の発行により資金を調達しております。また、水道施設は次世代も活用する資産であり、企業債の発行に伴う費用を次世代に負担してもらうことにより、現世代の負担を配分し、世代間負担の公平性を確保することができます。

水道事業では、平成30年度決算において企業債償還金は3億円を超えました。これは昭和63年度から借り入れした企業債の償還をしておりますが、平成23年度から借り入れした償還期間が10年の償還と重なったため、企業債の償還額が大きくなったものでございます。償還金の額は平成30年度がピークで、令和元年度以降は減少していきます。令和元年度には昭和63年度に借り入れした企業債の償還が終わり、以降も年度ごとに償還が終了するものであり、今後の借り入れを含めた見込みで、令和11年度には企業債の償還額は1億円を下回る予定でございます。

企業債の償還は、減価償却費等から生じる損益勘定留保資金が必要な財源となりますが、企業債の借入期間と資産の償却期間の差や、元利均等償還で借り入れした企業債が償還期間の終わりに近づくにつれて元金分の額が大きくなっていくことから、企業債償還金の額が減価償却費を上回る年があります。償還額のほうが減価償却費を上回る年度には留保資金が減少し、留保資金だけでは不足額を補填できないときには、利益剰余金から補填することになります。

水道事業では、平成29年度、平成30年度は留保資金だけでは不足額を補填することができなかったため、利益剰余金を補填に使用しています。また、令和7年度までは企業債償還金が減価償却費を上回る見込みとなっております。

議員のおっしゃるとおり、運営に係る資金の不足に対しては企業債の発行は認められておりませんが、企業債償還金の額が減価償却費を上回る場合には、その差額分を上限として資本費平準化債を借り入れることができるため、令和元年度から令和5年度まで資本費平準化債を借り入れすることにより、資金を確保する予定でございます。

企業債の支払利息については、平成30年度決算では4,000万円を超えており、大きな負担となっております。特に平成5年度以前に借り入れした企業債は利率が高いことから、繰上償還をして利率の低いものに借りかえることができれば支払利息を大きく減らすことができますが、繰上償還に当たっては、借入期間が終了するまでの利子に相当する額を補償金として支払う必要があり、借りかえのために新たに借り入れる企業債の利息の支払いも生じるため、支払いの総額は減少しません。

平成22年度には、国の臨時特例措置により、利率が6%以上の企業債については補償金免除での繰上償還が認められたため、約2億5,000万円を利率の低い企業債に借りかえることがで

きましたが、現在は補償金免除などの該当になる制度はございません。

支払利息の今後の予定としましては、令和5年度までには利率4%以上の企業債の償還が全て終わり、今後の借入れを含めた見込みで、企業債の令和7年度以降の支払利息は1,000万円を下回ることになります。

料金改定については、令和3年度の改定を予定しており、令和2年度には水道料金審議会を開催いたします。水道料金は算定要領でおおむね3年から5年を基準に算定するものとされており、上里町もこれまで平成5年度、平成11年度、平成16年度、平成22年度と5年から6年ごとに料金改定を行ってまいりました。

平成22年度の料金改定により、収支状況が安定して黒字を維持できるようになったことから、10年近く料金を据え置いておりましたが、給水人口の減少や節水器具の普及、大口需要者への地下水ビジネスの進出などにより、給水収益は減少していく一方で、今後発生する施設や管路の更新に加え、耐震化などの災害対策に係る費用は多額になることが予想され、経営状況は厳しいものとなっております。

現在、経営健全化計画を策定していますが、将来にわたり持続可能な水道経営を行っていくため、施設や管路の更新に必要な財源を確保できるよう、適正な料金設定にしていきたいと考えています。また、令和3年度以降も、3年から5年をめぐりに料金の見直しを行っていく予定でございます。

次に、③下水道事業の元利償還額についてでございます。

下水道事業では、事業が始まった初期のころに借入れした企業債が借入期間の終わりに近づいていることにより、平成26年度以降は償還額が新規の借入額を上回り、未償還残高は緩やかに減少してまいりましたが、今後はより整備面積の拡張のための借入れをすることになり、借入額は償還額と同程度となります。このようなことから、未償還残高は25億円前後を推移する予定でございます。

また、元利償還額については、新たに借入れする企業債の償還があるため、毎年度緩やかに増加する傾向にあります。令和13年度から令和15年度にかけての元利償還金1億7,900万円前後がピークとなり、以降は緩やかに減少していく見通しとなっております。

下水道事業は、公共用水域の汚濁防止及び公衆衛生等の行政目的を達成するために、下水道事業に要する経費の全額を使用者に負担させるのではなく、経費の一部を公費で負担することが適当であるとされております。

総務省の基準により、維持管理費を使用者からの料金収入で賄った上で、資本費が不足する分については一般会計が補助金として繰り出しすることが認められており、基準内の繰り出しに対しては、全額ではありませんが交付税が算入されております。

繰り出し基準では、補助金の額は資本費の不足する額と定められておりますので、平成30年度においては料金収入で維持管理費を賄えることができましたので、収支の差引額はほぼゼロに近く、3万2,000円の純利益となりました。令和元年度以降の決算においても純利益がほとんど出ない状況が続いていくこととなりますが、料金収入が維持管理費を下回った場合には黒字を維持することが困難になるため、収支のバランスのとれた運営を行っていく必要がございます。

収益を伸ばすためには、接続率並びに整備率の向上が必要であります。接続率向上のため、下水道事業への関心や御理解を深めていただく一環として、本庄市にあります汚水処理場の見学会を11月に計画いたしました。参加人数が少なく中止となりました。来年度も引き続き見学会の開催時期などを検討し、接続率向上に向けた知恵を絞り、営業活動に取り組んでまいりたいと思います。

整備率の向上のため、拡張工事に欠かせない国庫補助金の動向ですが、令和7年度以降については、全国の下水道事業のストック更新時期が始まることから不確定な状況でございます。このようなことから、国の動向を見きわめながら、上里町下水道の責務であります公衆衛生の向上、生活環境の改善のみならず、公共用水域の水質保全として最善の整備計画の検討をしてまいりたいと考えております。

次に、2、税収以外の収入を増やす施策についての①スマートインター周辺の活性化を図ることについての御質問でございます。

上里サービスエリア周辺地区については、町の中心的な観光拠点、広域交流拠点としてさまざまな計画に位置づけられており、地区全体の構想とゾーニングを定め、整備を行っていきたいと考えております。

この周辺の現状についてでございますが、猪岡議員のお話のように、高速道路の利用客も含めて周辺の店舗を訪れるお客様が徐々に増加しております。上里町でも、この上里サービスエリア周辺を一つの核として、町の観光PRや地域産業の活性化等を図ることが重要であると認識しており、平成30年度には、観光ガイドブック配布用ケースを備えた上里サービスエリア周辺地区案内看板を設置したところであります。

また、周辺店舗や商工会の担当者とは、月に1回程度、定期的に情報交換や課題等に取り組むための会議を行っているほか、今年10月26、27日には、周辺店舗と一緒に音楽祭などのかみさとオータムフェスを開催し、多くの皆様に御来場していただきました。

高速道路の利用者には、上里サービスエリアの下り線側を利用して、6月と8月にはトウモロコシや梨などのPR販売を行い、地域農業の振興と観光PRを図ったところでございます。これからも公園整備を行いながら、周辺事業者と知恵を出し合い、事業を展開していきたいと

考えております。

いずれにいたしましても、この周辺を整備活用していくことにより、町の歳入が増加するだけでなく、町の観光や地域活性化の大きな財源になると考えておりますので、周辺関係者等と協力連携してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に、②ゴルフ場の入場者の増加を図ることについてでございます。

上里ゴルフ場の年間入場者数は、町営ゴルフ場となりました平成21年度の年間入場者数3万549人と比べ、平成30年度は4万7,505人と約1.5倍の方々に御利用いただいております。町としましては、今後もさらなる利用者の増加を期待しているところでございます。

議員御質問の地元特産物をもっと多く取り扱っていただく件につきましては、コンペの商品としましては、御指摘のとおり、農産物の取り扱いは少ないようでございますが、地元企業の商品など積極的に取り扱っていただいております。

また、ゴルフ場の企画として、町内の養鶏場の産みたて卵やJ A埼玉ひびきの農業協同組合の御協力により、地元の農産物を来場者全員に贈呈している時期もございます。

今後につきましては、コンペの商品や売店での地元特産物のより一層の取り扱いをしていただけるよう、ゴルフ場の管理運営事業者である株式会社さいたまリバーフロンティアや町内企業等とも調整してまいりたいと考えております。

最後に、③「ふるさと納税」の寄附額の増加を図ることについてお答えを申し上げます。

ふるさと納税制度は、応援する自治体の力になりたいという気持ちを寄附という形であらわせる制度でございます。近年、多くの寄附を集めようと自治体間の競争が過熱したことから、国は返礼品基準などを設け、対象となる自治体を総務大臣が指定するなど、制度の見直しが行われたところでございます。

上里町における各年度の実績といたしましては、制度を開始した平成28年度が132万円、29年度が107万円、30年度が151万円となっております。議員の御指摘のとおり、寄附額は伸びているところですが、町ではさらなる寄附額の増加に向け、昨年度より新たな取り組みを開始しております。

まず、体験型の返礼品として、平成30年度から乾武マラソン大会の参加権を、令和元年度から上里ゴルフ場プレー割引券を返礼品に加えております。

次に、より寄附をしやすい環境づくりといたしまして、今年度6月からは、「さとふる」などふるさと納税ポータルサイトの利用を開始し、インターネットによるクレジット決済を開始するなど、決済方法の拡充を図ったところでございます。

10月末日までの実績を申し上げますと、令和元年度は139万円であり、昨年度が同月で56万円、同月比248.2%の増加となっております。ポータルサイト運用開始から5カ月間ほどで昨

年度の実績を上回っている状況であります。取り組みの効果を感じているところでございます。

今後も制度の趣旨を踏まえ、上里町のよさをアピールできるよう、魅力ある返礼品の新規開発やポータルサイトの運用改善等の取り組みを継続するとともに、制度をめぐる国の動向等を注視しながら適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） 御回答ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきます。

まず、30年度の一般会計の元利償還のことについて質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁では、一括返済というのは元金の返済、補償金の返済、また新たに地方債を組むということで、非常に財政的にもその資金の捻出が難しいということでもございました。ということは、極力地方債を減らしていくということが重要になってくるんじゃないかなと思うんですが、かといって、地方債を減らしていけばいろんな事業が難しくなるということもございします。そういったことで、30年度は元利合計で8億8,192万8,000円の元利償還額があったということでもございますが、この財源については、やはり自主財源のうちの町税が主に財源になると思います。

そういった中で、財源がこれからどうなっていくのかということが大変気になるところでございまして、30年度の自主財源に対しての返済額、57億6,615万円が自主財源でありまして、その中の8億8,192万8,000円、これで割りますと、15.3%ぐらいの元利合計の額が負担になってくるということでもございます。28年度、29年度に比べて少しずつ増えているような状態でもございますので、いかにこの辺をうまく事業はそれなりに行って、地方債を減らしていくかということが非常に大きな問題となってくると思いますが、その点につきまして再度町長の見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問ということでございます。

元利償還金が少しずつ増えているではないかという話でございます。

町としましては、金利の高いものから繰上償還を行っていく方向で検討しまして、地方債の発行の目的の一つが、財政負担の平準化という点でございます。計画的な償還によって安定的な財政運営を行う必要がございますので、そういった方向で進めていきたいと思っております。

借り入れ時の契約によりまして、繰上償還する際には補償金が必要になるという可能性があ

りますので、そういった観点からも財政の平準化といいますか、平均的な流れをしっかりとやっていきたいと思えます。

それから、減債基金の活用では、有利な地方債等も検討して、地方債を活用することで財政運営の健全化等も含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） 続きまして、水道事業のところで質問させていただきたいと思えます。

ここのところの水道事業においては、大体7,000万から8,000万ぐらいの赤字といいますか、資金が不足しているということで、今2億8,000万ぐらい現預金残高がありますが、このままいくと本当に三、四年でなくなってしまうと、これに対して、この不足を補うには、1万2,805戸今加入数がありまして、これを8,000万ぐらいで割ると、1戸当たり約年間6,000円程度の不足が生じてくるということが計算上出てくるということでございますが、そういったところも料金改定で補っていくというようなところもありますが、今消費税が10%になったということで、町民の暮らしもかなり厳しくなっていると思うんですが、そういったことも踏まえて値上げをすると、料金改定をしていくということであろうと思うんですが、その点につきまして町長の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問で、水道事業に対する不足額を補うということで、年間6,700円程度の営業収益が必要となるというお話でございますが、水道事業においては、キャッシュフローで期末資金残高が減少している要因としましては、企業債の償還額が減価償却費を上回っていることによるものでありまして、今後は償還が終了する企業債もありますので、償還額は減少していくこととなっております。

先ほど申し上げましたが、令和7年度には償還額と減価償却費のバランスのとれた状態となる見込みでございますので、それまでの間は資本費平準化債の借り入れにより、資金の不足額を補う予定でございます。

令和3年度に予定している料金改定では、今後の更新事業を見据えた上で投資試算、それから財源試算、そういったバランスを考慮しまして、継続して安定した事業経営ができますよう、適正な料金設定をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 水道事業の件でまたお伺いしたいと思うんですが、水道事業については、近隣の市町村、児玉郡市の市町、これと1立米当たりの料金が、今上里町の水準はどの程度であるのかということをお聞きしたいと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 児玉郡市内の水道料金ということで、再質問ということで御答弁申し上げます。

平成31年4月現在では、家庭用1カ月で20立米使用時の料金で、県内58水道事業体の中で安い順番では、本庄市が4番目で料金が1,868円、上里町が9番目で料金が2,062円、美里町が21番目で料金が2,225円、神川町が52番で3,130円でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） そういたしますと、上里町は低いほうであるなということはおわかりました。

それと、元金償還額、これが減価償却費を上回った分については、企業債が借りられるということでございますが、この企業債を借りたときはどの程度の金利なのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員から企業債の金利について御質問がありました。

金利は0.40%ということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 続きまして、下水道事業についてお伺いしたいと思います。

下水道事業では、156.1ヘクタールについて整備されたわけでございます。特に神保原地区の整備が大体終わったかなということであると思うんですが、整備された神保原地区の住民からの話では、加入したいが本管が通っていないと、加入した地域内でもそういったことで、本管が通ればすぐにでも加入したいという住民がいらっしゃるんですが、本管を再度細かく分管といいますか、そういったものを設けて、加入したいという方には是非それは加入していただく

ようにしていただきたいと思うんですが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 下水道事業についての再質問ということで、御答弁申し上げます。

下水道整備終了区間においては、未整備区域となってしまうことについては、大変御不便をおかけしておりましてまことに申しわけございません。未整備区域につきましては、埋設物の移設に莫大な費用がかかるなどの特別な現場、発注に際して国庫補助が適用できない現場とに分かれておりまして、御質問にあります神保原町地区のお客様には、後者の国庫補助関係ではないかと推測いたします。補助金を有効活用する国庫補助適用路線を優先しているところから、このような状況になっておりますことを御理解いただければと思っております。

今後、未整備箇所は、特別な問題がなければ取り残すことなく、順次工事を進めたいと思っております。できるだけ早期に着工できるよう、整備完了を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） ただいま町長が特別な事情で整備できないところがあるというところ、どんな理由で整備ができないのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど猪岡議員の水道の資本費平準化債の利率、再確認しましたら、0.4ではなくて0.5%ということで訂正させていただきます。よろしくお願いします。

それで、下水道事業の再質問ということでございます。

特に未整備のところについての確認ということであります。先ほど言いましたように、埋設物の移設に莫大な費用がかかるということで、埋設物があるということでございます。解決する費用がかかるということで、現在そこが未整備になっております。

以上です。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員。

〔6 番 猪岡 壽君発言〕

○6 番（猪岡 壽君） それでは、先ほどの30年度の一般会計と水道・下水道事業の元利償還額につきまして、まとめてちょっと再質問をさせていただきます。

この一般会計、それと水道、下水道の元利償還額が、合計すると13億7,472万5,000円にもな

っております。そのうちの利息額は1億3,679万8,000円ということでございまして、これからの厳しい町税や上下水道の人口減少といいますか、加入者が減ると予測される中で、非常に大きな財政負担になると思います。だからといって、地方債をゼロにするということ、水道、下水道については企業債を減らしていくというのなかなか難しい状態ではあると思いますが、町長としてこの厳しい状況をどのように乗り切るのかお伺いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問で、水道事業及び下水道事業というのは、もう日本全体が少子高齢化ということで、人口減少というのはどの自治体でも大きな課題になっております。

そういった中で、極力住民に負担をかけないで水道または下水道を利用していただくということが、私としての基本的な考えであります。そのためにも、私としては企業誘致を積極的に進めているわけでございますし、先ほどの質問にありましたサービスエリア周辺についても、あそこに新たな雇用が生まれるような場所にしたいなということであります。雇用が生まれればそこに人が集まる、また税収、また水道や下水道の利用価値も上がってくる、そういった形で少子高齢化に取り組んでいく、また、子育て日本一を目指しているという私の公約は、そういったところに起因してございまして、高速道路の利用者は1日7万台から最大で10万台通るそうです。あそこを一大観光拠点にできるようにすれば、先ほど言いましたが、そういった人口を増やす、または定住者を増やす、そういった施策の中で、水道事業、下水道事業も健全財政を目指していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 続きまして、税収以外の収入を増やすことについて質問させていただきたいと思います。

まず、①のところのサービスエリア周辺のことについてでございますが、この周辺につきましては、さっきも申し上げましたが、農村公園内の農産物直売所や食堂、洋菓子店においてくる観光客が増えているということは、確かな状況だと思っております。それにつきましては、町が設置した案内看板などの効果が出ているようでございます。そして、さらにその効果を出すために、やはり前に何度か質問させていただきましたが、リバーサイドロード、これを早く実現させることが、私はもっとこの公園周辺の活性化を図ることであると思います。

それで、先日11月6日に、大和ハウス工業さんの物流倉庫をつくるということで、地鎮祭に

出席してまいりまして、ここが1万坪の倉庫ですか、前は5,000坪ぐらいであったのが、今度は1万坪の倉庫ということでございまして、大体あの周辺、工業団地を誘致しようと思っていた周辺が、大和ハウス工業さんで大体賄い切れちゃうということもあるんですが、そうなりますと、工場誘致ということを目指していたわけですが、その辺はどうなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員のあそこのサービスエリア周辺の企業誘致ということであり
ます。

下り線側は、大和ハウスさんが所有している事業用地でございまして、あそこに今議員おっしゃるように、新しく物流倉庫をつくるということであります。そういったところで、下り線
はほぼ埋まってしまったということでございます。

それから、上り線については、一応まだ企業の中でも開発していない部分があります。そう
いったところにも、新たに上り線側の産業団地のところ、まだ開発が終わっていない部分があ
りますので、そこを企業と連携して、新しく企業誘致というよりも、そこに事業としての雇用
を生み出すと、そういう方向で考えております。

また、町全体としては、新たな企業誘致する用地についても内部で検討しているところもあ
りますので、おいおいそういったところも、県のほうの指導を受けながら進めていくという考
えでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 続きまして、スマートインター周辺で数年前に花火を上げて、冬の花
火ということで結構好評であったと思います。そういったことで、花火もなかなか資金がかか
るので、毎年というのは無理だと思います。

そこで、私も考えたんですが、あそこにイルミネーションをつけて、例えば11月から12月、
1月ぐらいまでそれを飾って、PRのためにあの辺に設置したらどうかなと思います。神川町
の役場のところ、それと岡部町の駅の南、それと深谷市の北口にはイルミネーションが今飾っ
てありまして、非常にきれいで人々も訪れているようでございますが、特にあそこのスマート
インターのところにそういったものを設置すれば、さらにとりあえず高速から上里サービスエ
リアにおりて、またその客がこちらの下に、農村公園等におりてきて、いいPRになると思う
んですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員のスマートインター周辺のことについてのイルミネーションという御提案をいただきました。

私も非常にあそこは議員おっしゃるように、お客さんに来ていただいて、買い物等に利便性が上がってきたなということでございますが、先日農協の関係者と話して、ちょっと夕方のもう5時で閉店してしまうと、それからカンターレさんも6時で閉店ということで、せっかくイルミネーションをつくってお客さんと呼んでも買い物をする場所がないということで、また農協さんにはもう少し再検討していただけないかというお願いはしています。

そういったところで、時間が延ばせれば、そういったイルミネーションの効果を十分に発揮できるような環境になると思いますので、その辺も検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 続きまして、ゴルフ場の件についてちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、近隣のゴルフ場がだいぶ今休場しているようで、その分上里に結構集中しているようでございまして、3月ぐらいの予約をしようと思ってもとれないというような状況になっているような状況でございます。そういったこともあってか、今まで500円のサービス券が発行されておりました。まち整備なんかに置いてあったんですが、それがちょっと発行されていないような状況でございます。

確かに、お客が多いから発行しなくても大丈夫だということなんですが、ただ、この反動というのは必ず来ると思いますので、そういったときに今度来てくださいと言っても、なかなかいや冗談じゃないよという人も出てくると思いますので、この500円の割引券につきましては、やはりある程度年間を通して、上里町民だけでもいいと思います。そういったところで、町民にはいつでも安くできますよと、ただ、混んでいるから予約はなかなか難しいということで、割引券の発行につきましては常時していただきたいと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 割引券ということで、猪岡議員から質問されました。

ゴルフ場を利用される方を対象に、まち整備課の窓口にて割引券を配布しております。しかしながら、配布には町内在住者等の条件がないことから、最近では町外の利用者也割引券をい

ただき来場しているということでございます。そもそもこの発行は、10月から12月末までの有効期限の割引券を700枚発行しているわけですが、それがもう終了しちゃっているという状況がまずあります。

今後につきましては、ゴルフ場の閑散期というところで、例えば令和2年度であれば1月から3月、7月から9月までの6カ月間、ちょうど寒い時期とか夏の暑い時期とか、閑散時期に割引券を配布して優待しているわけでございますので、割引券の趣旨からいえば、そういったなかなかお客が来られない状況のときに割引券を発行して来てもらおうと、そういった趣旨ですので、年間を通してというのはなかなか厳しいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 最後に、ふるさと納税制度のことについて質問させていただきます。

インターネットでふるさとまちづくり寄附金の受付状況というのがございまして、これはふるさと納税だけではなくて、一般の方の寄附等も含めた額なんですけど、28年度は81件で、金額で215万、29年度は39件で1,160万5,000円、大口の寄附者で1,000万の方が1人おりました。それから、30年度は56件で262万ということで、寄附の額もだんだん増えているようでございます。

寄附者に対して、何に使っていただきたいかという使い道についても載っております、28年度は上里ブランドの確立、それと子育て支援に使ってほしいというのが多かったようです。29年度も同様で、そんな感じです。30年度は子育て支援や学力向上推進事業、それと交通安全対策事業に使ってほしいというのが多かったようでございます。

それで、200万とか250万とかを寄附して、だんだん寄附額も増えているようでございまして、大変町内外の個人、企業の皆様から温かい善意をいただいているということでございます。こういったことについても、町長もやっぱり真摯にといたしますか、誠実に応えていただいて、こういった善意の方々の気持ちを大事にして、さらに寄附額が増えていただければいいなと思います。そういうことで、その件につきまして、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員からの再質問ということで、寄附についてでございます。

本当に、猪岡議員おっしゃるように、寄附する人の思い、その思いをきちんと受けとめて、有効的な寄附の使い道、そういったものを今後詰めていきたいと思っております。寄附の中でも特にそういった皆さんの思いは受けとめていますので、今後ともそういったところを進めて

いきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 6 番猪岡壽議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号 5 番仲井静子です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、1、幼児の弱視・遠視の早期発見について、2つ目は、地域行政区の役員の担い手の確保について、3、防災における男女共同参画の推進について、3 点質問させていただきます。

まず初めに、幼児の弱視・遠視の早期発見について。

3 歳児健康診査は母子保健法で定められ、国が各自治体を実施を義務づけ、平成 2 年から視聴覚検査が加わり、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止すると書いてあります。

そこで、まず初めに、3 歳児健康診査時に視覚スクリーニング検査を導入することについてお尋ねします。

赤ちゃんは、生まれたばかりのときは明るいか、暗いかぐらいしかわかりません。しかし、1 カ月ぐらいいものの形が、2 カ月ぐらいい色がわかるようになり、3 カ月になると動くものを目で追って目を動かせるようになります。そして、6 歳ごろには大人とほぼ同等の視力になるようです。

人間のいろいろな能力は正しく繰り返し使うことで発達し、視力もその一つで、赤ちゃんのころからいろいろなものを見ることによってそれが刺激となり、神経細胞や脳細胞が発達します。健康に視力が発達するためには両目を同時に正しく使って見るということが重要ですが、しかし、この視力が発達する時期に適切な刺激が得られないと、視力の発達が妨げられてしまい、このように視力が悪い状態でとまってしまうことを弱視といいます。弱視の原因として

は、屈折異常による近視、遠視、乱視や斜視、不同視などがあり、3歳児健診で屈折異常が見逃された場合、治療がおくれ、十分な視力が得られません。

保健センターでは、3歳6カ月児健診の対象者へ問診票、目に関するアンケート等一式、耳に関するアンケート等一式、尿検査用袋を送付し、事前に保護者が視力検査や聴力検査を自宅で実施し、健診当日の朝、自宅で尿を採取し、幼児と一緒に健診会場へ足を運びます。健診当日は、受付、尿検査、身体計測、内科診察、歯科診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、相談、健診結果内容の説明の流れとなっていますが、国は、実施内容については各自治体に任せているので、特に視覚検査では検査項目は全国にばらつきがあり、方法が統一されていないのが現状です。

視力検査は自覚的な要素が大きく、特に小さいお子さんは上手にできないこともあります。弱視は小学校に入学する前に治療を開始すべきと、群馬県医師会が出している3歳児健康診査、眼科検査の手引の中で指摘しています。早期発見し、早期治療を入学前の8歳までにしなければ、一生弱視となってしまいます。大人になってからではもう手おくれで、治療はできません。保健センターが実施している3歳6カ月児健診の視覚検査は、ランドルト環を使用し、家庭で保護者が事前に視力をはかるようですが、眼疾患は幼児期の早期発見・早期治療が重要なことから、精度の高い検査を実施し、異常の見逃しをなくし、適切な治療につなげる取り組みを実施している自治体が増えています。

群馬県では、眼鏡で矯正しても十分な視力を得られない弱視を3歳の段階で発見し、治療につなげるため特殊な検査機器を導入し、屈折検査を実施しています。2017年度は18市町村が導入し、2018年度は27市町村、2019年度は34市町村までに増え、唯一実施していなかった太田市も2020年度から実施するようです。特殊な検査機器を導入し、屈折検査をした結果、導入前は要治療の子どもは0.1%でしたが、導入後は要治療と診断された割合は1.8%でした。スポットビジョンスクリーナーは、子どもがお母さんに抱っこされた状態で、たった数秒で近視、遠視、乱視、不同視、瞳孔不同などの異常を検出することが可能な検査機器です。

埼玉県内での3歳児健診の視覚検査の方法の実態を調べた結果、事前に保護者が自宅で実施する保護者アンケートとランドルト環検査は61市町村、所沢市では、保護者アンケートとランドルト環ではなく、絵指標を使って視覚検査をしているとのことです。また、健診当日、視能訓練士による検査を実施しているのは16市町村となっています。機器を使って屈折検査を実施している市町村は、伊奈町、幸手市、草加市、和光市、戸田市、羽生市、深谷市、蕨市、三郷市、富士見市、小鹿野町の11市町村でした。このように、検査方法にばらつきがありました。

群馬県でも検査項目や方法が統一されていなかったため、2次検査で特殊な機器を使って目のピントが合う度数を調べる屈折検査機器を導入した結果、これまで複数の地域にまたがる正

確な統計データがありませんでしたが、統一基準で健診を実施し、データの集計をしているため、統計の質が高く、弱視の割合は2%前後であると裏づけの成果が出ているとのことでした。

3歳児健康診査における視覚スクリーニングの導入について町長のお考えをお伺いします。

次に、地域行政区の役員の担い手確保について。

区長・民生委員等の担い手確保についてお尋ねします。

今、改めて地域行政区のあり方が注目されています。その背景には、深刻な大規模災害に見舞われた都市でも、農村、漁村でも、近隣住民の助け合いや支え合いが重要な役割を果たし、災害直後の救出から避難所、仮設住宅の暮らしを通じて、同じ地域で生活をともにする人々の気心の知れた関係は、生活の迅速な再建に欠かせないものでした。しかし、災害も高齢者介護も先のことと思いたい地域住民にとって、行政区の存在は影が薄く、マイカーとコンビニとSNSがあれば隣人とのつき合いは不要と思われることも多いのが現実です。

その背景には、日々の仕事や生活に追われる中で、今地域がどうなっているのか関心や情報もなく、直接関係のあること以外はなるべくかかわりたくないし、かかわる余裕もないという住民生活の姿があります。そして、そのためにこうした住民で組織される区長会は、組織への加入率の低下や役員のなり手がいないという事態に追い込まれ、地縁型組織の意味と役割とが改めて問われるようになっていきます。

人口減少と少子高齢化に加え、こうした生活環境の変化や価値観の多様化、地域でのつながりの希薄化、また地域課題の増加や意識、関心の低下などから、現在地域行政区の区長、民生委員等の担い手の確保が大変厳しい状況です。現役世代は平日の会合があり、仕事と両立できない、要は忙しくて町内会の仕事までできないのが現状だと思いますし、60歳定年でも年金がもらえる65歳まで、あるいはそれ以上働く人が増える中、地域コミュニティの重要な役割を担っている行政区の活動を維持していくために、働く人が役員につけるようなフォロー体制や、あわせて役員の負担軽減化、行政区の再編や制度の見直し等、支援体制について町長のお考えをお尋ねします。

地域行政区の役員は世帯を単位として組織され、そして世帯内の問題は世帯内で処理し、地域組織は地域環境の整備としてごみ集積所や街路灯の維持管理、交通安全、防犯の活動、そして住民総出の地区行事という、世帯を超えた領域での活動を行えばよいという役割分担ができていました。しかし、単位となる世帯の人数が減って、家事や育児、介護の負担が重くのしかかるようになり、同時に非正規雇用の拡大と貧困層の膨張、それとあわせて進む公的福祉施策の後退で個人や世帯の負担が増え、地域の活動に参加することが難しい世帯が増えています。

長い伝統を持って地域の自治を担ってきた地域行政区の役員は、孤独死の防止や認知症住民の徘徊、生活の見守り、子どもの安全、空き地・空き家の管理など、新たな課題に立ちすくむ

地域もあるでしょうが、多くの組織は徐々に体制を整えようとしています。住民自治の力量は、厳しい課題に立ち向かっています。行政職員や専門的なアドバイザーによる支援体制づくりは、今後の地域行政区の活動の展開で重要な一歩となると思われます。地域行政区の役員の担い手確保について、行政としてどのように対応していくお考えなのでしょうか、お聞かせください。

最後の質問となります。

12月議会は、初めて避難勧告が出されたこともあり、同僚議員からも防災対策について一般質問がありました。町民にとって大事なことですので、私からも質問させていただきます。

防災における男女共同参画の推進について。

① 男女共同参画の視点に立った防災対策について。

東日本大震災から8年、熊本地震から3年たとうとしています。これまでの大災害での経験から、防災・災害復興分野における男女共同参画の視点の重要性が指摘されています。地球温暖化の影響による自然災害が多発しました。台風19号が猛威を振るい、各地に甚大な被害をもたらし、死者数は91人と報じられ、年齢では高齢者が多いとみられ、体力が弱って避難がままならず、スマートフォンでの情報収集にもなれていないことも要因になっています。

また、男性よりも女性の死者数が多いのはなぜだろう。家族の面倒を見ていて逃げおくれたということも挙げられています。災害の死者数の性別による違いは偶然ではなく、社会の文化、また、古くから受け継がれてきている生活上のならわしやしきたり、ジェンダーの問題も含んでいると思います。

1995年の阪神・淡路大震災の死者数は、男性は2,713人、女性3,980人でした。2011年の東日本大震災の死者数は、男性7,360人、女性8,363人で、こちらも女性のほうが多く、ほとんどの年齢層で男性よりも女性の死者数が多く、女性比率を見てみると50%超えとなっています。発生時に在宅率が高く、家の下敷きになったり、育児や介護をしていて逃げようにも逃げられなかった、そんなケースが男性よりも女性に多かったと推測されます。

地域には、性別、年齢、障害の有無、持病の有無、妊産婦、乳幼児等、特別なニーズを持つ人が住んでいます。地域防災計画に女性の視点をより一層反映させるために、災害時の保育・子育て支援、DV対策、女性防災リーダーの育成など、具体的な内容が盛り込まれているのか気になりますので、男女共同参画の視点に立った防災対策についてお尋ねします。

第3次かみさと男女共同参画推進プランでは、防災における男女共同参画の施策の方向性として、防災に関する施策・方針決定過程における女性の参画を推進します、わかりやすく言いかえると、防災に関係する実行すべき計画として、方針決定までのプロセスに女性の参加を前に推し進めますと書かれています。これは、既に平成26年度の計画の中にも盛り込まれていました。しかし、平成26年から令和元年までの5年間、上里町防災会議での女性委員の割合は依

然低く、地域防災計画に女性の視点をより一層反映させるために、防災に関する施策・方針決定過程における女性の参画をどのように推進するのかお聞きします。

災害時のニーズは性別による違いがあります。それに応えるには、防災・減災行政に携わる委員に女性を増やす必要があるのではないのでしょうか。各自治体には地域防災計画の策定、実施を担う地域防災会議が置かれています。全国の防災会議委員は4万8,397人いますが、そのうち女性は4,275人と、全国平均は8.8%です。埼玉県では10%となっています。上里町地域防災会議の女性の比率をお聞きします。

次に、男女双方の視点を取り入れた防災講座等を行い、女性の参画促進につなげますともうたっています。今年の上里町男女共同参画週間講演会は、東日本大震災を体験した宗片氏を招き、「防災・災害復興の女性の視点を」と題し、157名の方が講演に参加し、大盛況でした。また、With Youさいたまで9月28日に開催された女性防災フォーラムでは、熊本地震体験者の藤井氏を講師に招き、「熊本地震の経験に学ぶ男女共同参画の視点に立った防災の取り組み」というテーマで講演され、これも大盛況でした。被災経験者の聞き取りから考える日常生活と公的支援、子連れ防災、シニア防災、地域防災等、防災に関する講座、研修会等を開催し、今まで無防備であった住民の危機意識を高める必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

長い間、町では防災・災害復興の分野は男性の領域と考えられ、防災会議や防災計画の策定など意思決定の場にいるのは男性がほとんどで、そのため女性の視点が欠如し、改善されぬまま今日に至っています。東日本大震災以降、防災・減災、復興分野における男女共同参画の視点の重要性が指摘されていますので、災害に強い町づくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わりにします。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆様、改めまして、こんにちは。

仲井静子議員の1、幼児の弱視・遠視の早期発見についての①3歳児健康診査時における視覚スクリーニング検査を導入することについての御質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、ものを見る力はゼロから3歳までの間に急速に発達し、6歳までにはほぼ完成すると言われております。健診等で視覚の異常や目の疾患を早期発見することは大切なことだと考えております。このため、町では各乳幼児健診の問診票に目に関する質問項目を取り入れており、視覚の異常や目の疾患の早期発見に努めております。

町の3歳6カ月児健康診査では、お子様の目に関するアンケートに、家庭で実施した視力検査の結果と日常生活の中でのお子さんの目の様子について記入していただいております。健診当日は、そのアンケートの内容を確認し、家庭で視力検査がうまくできなかったお子さんについては、健診会場で保健師が再検査を行っております。再検査が実施できない場合には、家庭で再検査をお願いしているところでございます。会場での再検査の結果やアンケートの内容から、視力や目に問題があると考えられるお子さんについては、眼科での精密検査をお勧めしております。再検査や精密検査の結果については、1カ月から2カ月後に電話や手紙等により把握するよう努めております。

3歳6カ月児健康診査で行われている視覚検査の実施方法は、ランドルト環による視力検査とアンケートが必須となっております。これに加えて、スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を導入することで、従来の検査ができないお子様でも短時間で検査を行うことができ、弱視などの早期発見につながると考えられます。

御質問のスポットビジョンスクリーナー等の機器を導入する場合には、実施方法や判定基準、精密検査のフォローアップ体制等を検討する必要があります。既に屈折検査を導入している自治体の実施方法等の情報を収集し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2、地域行政区の役員の担い手確保について、①区長・民生委員等の担い手確保についての御質問にお答え申し上げます。

区長については、行政区のリーダーとして地域住民を取りまとめ、コミュニティーを深化させ、地域の課題解決に御尽力いただいていることに敬意を表します。また、町とのパイプ役として、常日ごろより町事業に御協力いただいていることに深く感謝申し上げる次第であります。

区長の担い手がなかなか見つからないという相談をよく受けます。昨年12月に行われました三町区長の発案、主導による全区長を対象としたアンケート結果では、区長改選時には、適任と思われる方をお願いに伺っている地域や順番制をとっている地域、選挙で決めている地域もあるようであります。このアンケート結果により、地域のリーダーであり、同時に町のパイプ役としての区長の仕事の二面性、また各行政区で直面している課題が鮮明となり、今年度の区長会役員会では、区長の仕事が多過ぎる、減らすためにはどうすべきか、毎回活発な意見交換が行われているところであります。

令和2年度、地方公務員制度改革が施行され、その中で、区長という職はこれまでの特別職の地方公務員ではなくなります。大きく分けて、行政の協力員というカテゴリーの中の区長となりますが、これまでどおり町とのパイプ役をお願いしていくことになります。町としましては、依頼する業務や会議等も精査して、区長や役員の負担を減らしていかなくてはならないと考えております。例えば、広報かみさとの同時配布物もできるだけ少なくするため、別紙では

なく、なるべく広報かみさとに掲載するよう、各課等に引き続きお願いなどしてまいります。

現在の行政区設置要綱では、おおむね100世帯に区長1人としております。しかし、地域によっては世帯数に差があるようですが、これまで立野南や立野行政区では、区長の負担を減らすために区長を1人ずつ増やしたり、平成27年度、東町では行政区をまとめて区長を減らしたりした経緯もございますので、行政区からの要望により、相談に応じてまいりたいと思います。

なお、令和元年度、女性の区長は92名中3名だけですので、地域における人材発掘もまだまだ可能性があるのではないかと感じておるところであります。

今年度、女性区長の一人が区長会副会長になっていただいております。役員会ではこれまで見落としがちであった事柄にも視点が当てられ、充実した会議になっていると聞いております。上里町をよりよくするために、是非一人でも多くの女性が区長として活躍していただけるよう、努力してまいります。

なお、区長報酬については、20年間変わらず年額20万8,000円となっております。支給額については、町内のほかの役職とのバランスや近隣市町の動向を見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、民生委員についてですが、議員お話のとおり、少子高齢化に加え、生活環境や価値観の変化による地域のつながりの希薄化により、住民の生活課題は複雑多様化しております。地域における住民同士の支え合いの仕組みづくりが重要となる中、町民の身近な存在である民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりとともにその負担は増大し、働き方の変化等により、民生委員・児童委員のなり手不足の状況は全国的な課題となっております。

今年度は3年に一度の一斉改選の年でありましたが、候補者の選任について難航することが予想されました。前回の民生委員推薦会委員の御意見を受けて、委員の定数を2名増員し、合計20名とし、また、候補者の選任を依頼する期間を長く確保する対策を行いました。

7月19日に開催しました候補者推薦に係る民生委員推薦会においては、候補者の選任に当たり、働き方の変化等により年齢要件をクリアすることが大変だった、候補者となり得る方は多くいらっしゃると思うが、地域性があり人材の把握ができていないため担い手の掘り起こしに難航した、民生委員・児童委員は地元と行政のパイプ役という認識を高めるためには広報活動が重要であると感じた、各種ボランティア団体との横のつながりを活用するため、女性の推薦会委員を増やしてほしいなどの活発な御意見をいただきました。

また、議会からは、仲井議員、納谷議員に推薦会委員をお引き受けいただき、連日猛暑の中、候補者の選任に御苦勞いただきながら、熱心に取り組んでいただきましたことに感謝を申し上げます。上里町民生委員推薦会委員皆様の御尽力により、12月1日からも欠員なく、新たに民生委員・児童委員が委嘱されたところでございます。

地域福祉の推進に重要な役割を担う民生委員・児童委員の担い手確保は重要な課題であります。推薦会の御意見を踏まえながら、今後必要と思われる見直しについては、民生委員児童委員協議会とともに調整を図りながら取り組んでまいります。そして、区長や民生委員の担い手確保には、業務の負担軽減が重要であると認識しております。関係各課、関連機関と調整を図りながら、また、各役職が活動しやすい環境づくり、支援体制の整備に取り組んでまいります。

次に、3、防災における男女共同参画の推進についての①男女共同参画の視点に立った地域防災対策についてのお尋ねでございます。

防災分野における女性の参画状況についてですが、地域防災計画の作成及びその実施の推進を担う防災会議は、会長である町長のほか、男性14名、女性3名の計17名の委員から構成され、平成30年2月現在で女性の比率は約17%であります。

平成26年度に策定された第2次かみさと男女共同参画推進プランでは、女性の視点やニーズを生かすため、防災分野における男女共同参画の推進を課題の一つとしておりました。また、平成31年度から5カ年計画で策定された第3次かみさと男女共同参画推進プランでは、第2次プランをさらに具体化し、防災分野における施策・方針決定過程での女性の参画推進を課題としております。

町では、10月に発生した台風19号の際、防災の分野に女性の視点やニーズを生かした災害対応を行うためにも、従事した職員のうち、全体の3分の2に当たる40名の女性職員が避難所運営等の災害対応業務に当たりました。防災分野においては、その他、平成30年4月より4名の女性消防団員が入団し、日々予防消防活動に従事しています。しかしながら、さきほど述べましたとおり、防災会議における女性委員の割合は約17%と依然低く、国が第4次男女共同参画基本計画において掲げる目標の30%には到達していないのが現状であります。今後、防災分野における施策・方針決定過程での女性の参画について、拡大できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、地域社会には、子どもから高齢者まで男女を問わずさまざまな方がいらっしゃいます。そのため、災害発生時にはそれぞれの視点に立った対応が必要でございます。行政による公助のみならず、自分自身の身を守る自助、地域で助け合う共助の観点からも、町民の防災意識高揚を図るため、男女双方の視点を取り入れた防災講習会等の開催について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ちょっとお尋ねします。

町では3歳6カ月児健康診査時に、弱視の方は何%いますか。お尋ねします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の再質問のところに、台風19号の災害対応で女性職員3分の1で訂正させてください。女性職員が3分の1ということで訂正お願いします。

仲井議員の弱視がどのぐらいかという御質問です。

平成28年度から30年度の健診で、精密検査等を行ったお子さん11人のうち、所見のあったお子様は6名で、受診者の1.1%ということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 恐らくそのぐらいだろうと思いました。というのは、毎日新聞の5月の記事の中に、3歳児弱視のときで、これは群馬県のニュースなんですけれども、当時はランドルト環とアンケートでやっていたときは0.1%ぐらいだったと、でもこの機器を使ってやったら1.8%から2%だったということが出ていまして、私が心配するのは見落としているんじゃないかなということで、保健センターがどんなことをやっているかというのと、自宅で行った検査の様子、問診から日常生活の様子も確認し、必要と判断されたお子さんは再検査ということですけども、これは問診票とお母さんとのアンケートの交渉の中で、この子はもしかしたら弱視かな、目のほうの検査に行ったらいいかなというのを判断してやっているわけですけども、今はやっぱりちゃんとした精密な機械があるんですから、スポットビジョンなんて本当に眼科に行くとわかると思いますけれども、目を入れただけで乱視とか白内障とか近視、遠視、全ての情報がその中でわかるわけですので、スポットビジョンスクリーナーというのが一番金額的にも安いと思いますので、確実性の高い検査を実施していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員からスポットビジョンスクリーナーの導入に関する事で、先ほど答弁でお話ししましたように、県内の自治体でも導入する例があるかと思います。ですから、その辺を踏まえて、先ほど言いましたように、実施方法等や判定基準、そういったものとか、精密検査のフォローアップ体制を検討する必要があるということで、検討させていただきます。

以上です。

○議長（新井 實君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 幼児の弱視というのは、いつでも発見していつでも治療できるというわけではなくて、そのときに発見しなければ視力が0.8ぐらいに戻らないという、手おくれになると0.8にはならないで、一生弱視のままになってしまいますので、これからという子どもたちが、目が見えなくなっって一生不自由な思いをするよりは、そこで発見してあげたほうがよろしいと思いますので、早期に検討していただいて実施していただきたいと思います。

次に、地域行政のほうの質問に入ります。

先ほど、区長さんの報酬が20年間同じということを町長は答弁されましたが、これはちょっと20年前の物価と今の物価を考えましても、20年間そのままというのは余りにもかわいそうだなということで、検討していただけたらと思いますが、どうなんでしょうか。お聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 区長報酬についての再質問であります。

この20万8,000円というのは平成8年になりまして、今日に至っているわけですが、その前にも段階的な引き上げ、平成元年には17万1,000円でした。ですから、段階的には引き上げてきたんですけれども、8年以降は現状どおりということであります。ただ、町内の役職、区長報酬だけではなくて全体のバランスもありますので、そういった中で検討してまいります、区長制度についても近隣の神川町や美里町と比較すると、上里町は2万円から4万円多く支給しております。こういったことありますので、そういった地域全体のバランスも含めて今後検討していくということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 区長さんの報酬のことで、神川と美里と上里は比較にならないと思います。というのは、区長さんが受け持つ世帯数が余りにも多い、先ほど町長が上里町行政区設置要綱について、100世帯につき1名の区長ということですが、今現在、上里町は1万2,897世帯あるわけです。そうすると、100世帯につきというと、128名の区長が必要になってくるわけです。そうすると、マイナス36人の区長が不足ということは、七本木地区についても本当に気の毒だなと思うのが、久保新田と四ツ谷なんかは1人の区長さんが236世帯、そして三田の場合は1人が180世帯を持っているわけです。そして本郷、京塚、古新田、三軒、西原なんかを見て、全て100世帯を超えています。

それに、民生委員のほうに関しても言いますと、民生委員なんか、古新田の場合は1人の民

生委員さんが319人受け持っているという、本当に大変な世帯を持っていて、これではちょっと大変だから受けたくないわと、今回の民生委員の依頼が来ましたがけれども、本当に皆さんもう民生委員も区長も大変だということが浸透してしまっていて、行くと真っ先に断られます。そこから交渉していくわけですがけれども、行政区の受け持ち世帯のバランスというのも、前からこれは問題になっていたと思うんですがけれども、手をつけず現在に至っていますので、このところもうちょっと行政区を編成し直したほうがいいと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど答弁申し上げました、古新田地区というか、七本木の嘉美地区なんてもう増員しているところもありますよね、実際は。東町みたいに統合して区長を減らしているというか、世帯数を統合して一つに絞ったと、そういう経緯もありますので、その辺を含めて、業務量もアンケートをとると、本来の区長としての仕事以外のこともやっているようですので、そういったところも含めて見直しして、区長さんの負担を減らして、区長さんがボランティアといいますか、のところも含めて、来年4月から区長制度もちょっと変わりますので、そういったところで見直しをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 地域行政区の役員については、もう一度見直していただきたいと思えます。

次に、男女共同参画の視点に立った防災計画についてですがけれども、これは第2次かみさとの推進プランの中に、政策方針立案及び決定過程の男女共同参画という、ページ36ページ、これは前回のなんですがけれども、公募制度の推進ということで、各種委員会、審議会などの開催に当たってということで、一般公募をするということをやっていますけれども、防災会議に今女性が4名ですか、18%と先ほど町長は答弁されましたけれども、防災に関する会議を開く場合に、一般公募を募るつもりはありますか。お聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の先ほどの質問で、18%ではなく、17%ということで申し上げます。

一般公募ということでございます。

女性の視点やニーズを考慮した取り組みのため、より多くの女性の防災への参画が有効であると思いますし、政府も女性活躍社会といいますか、そういうことも推進しております。防災会議におきましても、委員の条件や任命方法等を検討して、広い視点で公募等も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） これも第2次男女共同参画推進プランの中に、男女共同参画の視点に立った地域防災の促進ということで、防災分野における女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めますと、これは5年前の計画です。これが実際に行われたかどうか、お聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの仲井議員へ答弁しました中で、防災会議における女性の委員の割合が17%と、低いということでありました。国のほうでも掲げた、第4次の男女共同参画基本計画においては30%ということになっております。そういった中で、まだまだ十分な努力目標に達していないということでもありますので、今後そういったところを、しっかりこの目標到達を含めてやっていきたいと思っております。

私は、前にも話したかと思うのは、女性視点ということで、道路づくりについても道路の安全、今年は道路元年ということで進めていますが、安全な道路をつくるについても女性視点が必要だとか、以前にもこの機会に申し上げたと思うんですが、中でも女性の参画は、先ほどの繰り返しになりますが、是非こういった防災面でも入っていただいて、女性ならではの視点で改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 今年度のプランの中に、ページ49ページなんですけれども、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進ということで、またこれも前回と同じように、計画だけは立てて実行されないということのないように、実行していただきたいと思います。

そして、今回のプランの中に、男女双方の視点を取り入れた防災講座等を行い、女性の参画促進につなげますということなんですけれども、これも実施していただきたい。というのは、この間、W i t h Y o u さいたまの防災フォーラムに行ったときに、このときには熊本地震の

体験者が、パネルなんかも展示してありました。ただ講演するだけではなくて、その後県の職員が段ボールを組み立てたインスタントのトイレ、あと、どうしてもトイレというのは不衛生になっちゃうんですけれども、凝固剤みたいなものを入れるんです。そうすると、おしっこが固まってそのまま捨てるとか、あと、災害時にこんなものがあったら便利ですと、当日いただいた資料も、これは県の職員のほうからいただいてきたんですけれども、避難のときにちょっと役立つようなグッズが置いてありました。これは100円ショップで売っていますよと、こういうことを地域住民に、ただ講演するんじゃなくて、パネル展示や目で訴えたり、あとこういう現物を見せたり、そんな内容の講演会をこれから実施していただければ、人も集まるし理解も早いんじゃないかと思いますので、是非実施していただきたいと思いますが、町長はどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の防災に関する講演会等の御質問でございます。

先ほどもちょっと女性の参画がまだ十分ではないというお話はされていましたが、町では平成30年4月から女性消防団員を4名入れています。そういったところで、さっき言った女性ならではの視点で、また、若い職員として入ってそんなに経験していない、逆に新しい目で見ていろんな改善点が、女性消防団員の中から意見が出てくるかと思います。そういったことも含めて、この児玉郡地域でも、先日、広域消防のところでこの4名が訓練をやりました。優秀な成績をおさめて、広域消防のほうからも評価していただきました。そういった視点で、防災講習会なども女性の講師を含めてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時40分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番黛浩之議員。

〔1番 黛 浩之君発言〕

○1番（黛 浩之君） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番黛浩之です。

議長の許可を頂戴いたしましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、大項目の1、地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等の導入について。

①災害時・停電時の避難所等における給電設備について。

②避難所等への防災・減災に資する再生可能エネルギー設備等の導入について。

③民間施設の避難所指定や防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備の導入について。

ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、消費するエネルギーを削減し、使用するエネルギーはみずから生産することにより、正味のエネルギー消費をゼロにすることを目指した建物のことです。

大項目の2、町制施行50周年を迎えるにあたって。

①町制施行50周年記念事業で上里町を全国にPRする計画について。

以上の2点でございます。

初めに、地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等の導入について質問させていただきます。

今年10月12日に静岡県伊豆半島に上陸した台風19号は、関東地方にも大きな災害をもたらし、ここ上里町でも避難勧告が発令されるなどの異例の事態となりました。また、9月9日に千葉県千葉市付近に上陸した台風15号では、送電線鉄塔の倒壊などにより、房総半島を中心に大規模な停電が発生しました。これ以外にも、台風や線状降水帯などの影響で毎年のように土砂災害や水害が各地で発生しています。

ある専門家の報告では、地球温暖化によって海水温や大気中の水分が上昇していることから、今後発生する台風は大型化し、降水量も増加していくと言われております。

今年9月に国連の世界気象機関（WMO）が、2014年から2019年までの5年間の世界の平均気温が観測史上最も暑くなり、同期間の海面上昇についても著しく加速、二酸化炭素排出量は過去最高であり、温室効果ガスによる地球温暖化の兆候とその影響が加速しているという発表がありました。

また、ここ最近では、桜島や浅間山の噴火、今なお継続的に頻発している千葉県、茨城県沖を震源とする地震、近い将来起こると懸念されております首都直下型地震などを踏まえ、災害が少ないと言われてきた上里町においても、いつ何どき災害に見舞われるか全く予測のつかない状態であります。

このような不測の事態に備え、多くの自治体で避難所等の冷暖房設備の整備や避難者の通信手段としてWi-Fi環境などの整備が進められているところであります。

さきに述べた台風19号による被害で、当町では停電等の発生はなかったものの、電機は現代の生活に欠かせないライフラインの一つとなっており、これが使えなくなった途端、さまざまな不便が生じてしまいます。

このような観点からも、災害時のエネルギー供給の確保はあらゆる設備よりも優先し、第一に考えるべき喫緊の課題ではないでしょうか。

去年9月に発生した北海道胆振東部地震では、地域においては大規模な停電が発生してしまいましたが、厚真町などでは、体育館等の避難所施設にあらかじめ設置されていた太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始につながったようであります。

そこで、町長にお伺いします。

今回この台風災害において、避難施設や役場庁舎を含め、町内での停電は発生しなかったわけですが、①災害時・停電時の避難所等における給電設備について、町ではどのような準備、または対策や計画があるのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

次に、②避難所等への防災・減災に資する再生可能エネルギー設備等の導入についてであります。昨年4月に閣議決定された第5次環境基本計画では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コージェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入することで、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給できることから、国土の強靱化と低炭素化、資源循環で整合的な取組を推進する」とされており、国では、自治体が平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する事業について、昨年度より国庫補助等の支援を始めています。

停電に備え、指定避難所などの施設に電力供給を整備すべきと考えます。また、近年の気候変動が地球温暖化に起因することを鑑み、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備を、国の補助制度を活用して整備すべきと私は考えますが、町長はどのようにお考えか答弁をお願いします。

続いて、③民間施設の避難所指定や防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備の導入についてお伺いします。

国の補助制度では、民間施設等へさきに述べた設備を導入する際も補助の対象としているようであります。上里町にも大きな商業施設が何店舗もあり、このような民間企業と災害時の食料、物資等の供給などの支援協定の締結や避難所に指定することも、町民の安心・安全を確保する上では効果的な方法ではないでしょうか。既に茨城県石岡市では、何年も前から民間企業と相互応援協定を締結しているという事例もございます。

また、避難所指定をした民間施設についても、自立・分散型エネルギー設備等の整備が国の補助対象となるようです。

これを踏まえて、民間施設の避難所指定について、町長の考えをお聞かせください。

続きまして、2つ目の質問、町制施行50周年を迎えるに当たってについて御質問させていただきます。

上里町は、皆さんも御存じのように、昭和29年に神保原村、賀美村、七本木村、長幡村の4カ村が合併して上里村となり、昭和46年に今の上里町へと生まれ変わりました。

この町は、埼玉県北の玄関口とも呼ばれ、国道17号と254号が通っており、J R高崎線の神保原駅や関越自動車道の上里サービスエリアがあります。また、平成27年12月には上里スマートインターが開通し、上里サービスエリア周辺の産業団地を中心に広域交流の拠点が整いつつあるわけであります。これから始まる17号バイパス本庄道路の整備も順調に進んでおり、賀美地区では徐々にその姿があらわれ始めております。しかしながら、これほどの好立地に恵まれながらも、人口減少には歯どめがかからない状況であります。

そこで、これから迎える町制50周年記念事業で上里町を全国にPRしていく計画について伺います。

昨年5月から新たな町のリーダーとして山下町長を迎え、今後の町長の活躍により、上里町の発展と飛躍に期待を寄せているところであります。

先月11月3日には町制施行48年が経過し、今49年目を迎え、来年11月にはいよいよ50周年目に突入していきます。多くの自治体では、節目となるタイミングでさまざまな記念事業や周年事業に絡めた情報の発信をしているようであります。

平成23年の町制施行40周年を迎えるに当たっては、町のマスコットキャラクター「こむぎっち」が誕生し、今では知らない人はいない人気者です。

上里町では記念事業や周年事業、また、これに先立ってのPR事業等の計画はされているのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

壇上からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛浩之議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等の導入についてのお尋ねのうち、①災害時・停電時の避難所等における給電設備についてでございます。

町の避難所及び避難場所は、地震や水害など災害の種別に応じて町内にある公共施設を指定しております。避難所等における非常用電源の確保状況についてでございますが、現在、小・中学校7カ所に設置している防災倉庫にガスで発電できる小型発電機を1台ずつ備蓄し、情報収集のための携帯電話やラジオの充電などの需要に応えられるようにしております。しかしながら、施設全体の電力を賄うには乏しく、非常用発電設備を有している施設は役場庁舎及び浄水場のみとなっており、上里東小学校及び上里北中学校に太陽光発電と蓄電池を設置しているのが現状でございます。

町の地域防災計画では、災害時に必要となる防災用資機材等の備蓄については、夜間・停電等の避難の備えとして、発電機等の設備についても計画的に備蓄していくこととしておりますので、水や食料等の備蓄とあわせて、必要となるニーズも見きわめながら備蓄に努めてまいりたいと思っております。

次に、②避難所等への防災・減災に資する再生可能エネルギー設備等の導入についてでございます。

環境省が推進する地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業では、災害時に防災拠点として電力供給が求められる公共施設や業務継続が求められる商業施設、防災目的で利用される民間施設等で必要となる設備を導入した場合、補助を行うというものであります。

災害時、停電時の避難所等における電力の確保は、避難所に滞在する被災者の生活環境整備に重要であり、被災者の不安を取り除くことに大きく貢献するものと考えております。また、過去の被災自治体の中には、これによって早期に復旧・復興活動を行うことができた事例もあることから、優先的に整備すべきものと考えております。

一方で、学校を初めとした公共施設への設置には、施設管理者との調整や多額の予算の確保等が必要になると考えます。限られた予算の中で計画的に防災対策を実施するため、新たな設備等を導入した場合の費用対効果等を慎重に見きわめつつ、また、導入済み自治体等の状況等を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、③民間施設の避難所指定や防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備の導入についてでございます。

町の指定避難所及び避難場所で不足する場合に備え、事前に民間施設と協定を締結するなどしておくことが考えられます。

町では、民間企業との協定を進めており、物資の提供や物資集積場所に係る協力など、さまざまな内容の協定を締結しております。議員御提案の補助事業につきましては、町のホームページ等を活用して制度の周知を図っていきたいと考えております。民間施設を避難所や避難場

所にする場合には、統一的な災害対応実施のための指揮命令系統の確保や収容可能な人数の把握、そのほか施設利用上の制限等を調整する必要があると考えております。

また、災害の種別によっても開放する場所やルール等が異なりますので、対応可能な施設及び必要な調整等について、こういった視点を踏まえて、今後多角的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2、町制施行50周年を迎えるに当たっての①町制施行50周年記念事業で上里町を全国にPRする計画についての御質問にお答え申し上げます。

昭和61年11月3日、町制施行として上里町が誕生し、未来に向かい船出したわけであります。さまざまな人々がこの町にかかわり、人口約3万人の町へと発展し、今日に至るわけでございます。町制施行50周年記念事業につきましては、半世紀にわたる町の歴史の節目を町民の皆様とともに祝い、未来に向かって町民の皆様とともに歩んでいける記念事業としたいと考えております。

また、この記念事業を実施するに当たり、さまざまな広報ツールを利用し、上里町のよさを発信し、全国にPRしていきたいと考えております。

内容につきましては、先人たちへの感謝と未来に向かい温かみのある事業やできるだけ多くの皆様に参加できる事業、さらに、民間活力を活用できる事業などを行っていきたいわけでございます。詳細な検討につきましては、これから加速して準備してまいりたいと存じます。お祝いの事業でございますので、議員の皆様におかれましても、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

先ほど町制50周年のところで、訂正させていただきます。昭和61年と私言ったと思いますが、昭和46年11月3日です。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 1 番 黛です。御答弁ありがとうございました。

再質問のほうをさせていただきます。

まず初めに、災害時のほうなんです、ガスを用いる発電機を有しているということなのですが、このガスはLPガスだと思うのですが、これはどこに何本ぐらいストックされているか、答弁をお願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員の再質問にお答え申し上げます。

LPガスですかという御質問ですが、町が災害用として保有している発電機の燃料は、カセットボンベになっております。カセットボンベは、小・中学校の防災倉庫に約20本ずつ備蓄しております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 20本ぐらいということで、ありがとうございました。

そうしますと、発電機も大変便利なものなのですが、最近、プラグインのハイブリッドカーというのがはやり始めておりまして、例えばトヨタのプリウスのプラグインのハイブリッドですと、フル充電で現場に駆けつけていきますと、スマホで換算すると大体4,000台がフル充電できるという、このような便利な、資料も私持っておるんですけども、これを公用車に使ってみて、徐々にこのような方向でいくのはどうかという提案なんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員からの再質問で、公用車をプラグインハイブリッドにかえてみたらという御質問でございます。

公用車をプラグインハイブリッドカーにかえていくことについては、議員御指摘のとおり、災害時の非常用電源としてEV車が有効であると考えておりますが、ただ、EV車を充電するために専用の充電設備が必要になってまいります。現在、上里町では、防犯パトロール車の車両としてプラグインのEV車が1台あります。このEV車の充電設備は1カ所ありますが、この充電設備は普通充電の場合には、EV車を満タンといいますか、充電するには、充電完了までに約五、六時間かかります。そういったもので、このプラグインハイブリッド車を導入させていくには、充電設備の増設とか、充電時間を短縮できる急速充電設備が必要になってくると考えておりますので、導入につきましては、近隣市町の状況を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 先ほどの答弁の中で、上里東小学校と上里北中学校には太陽光発電と蓄電池が設置されておると申されたんですが、最近新築されました上里中学校にはなぜそれが設置できなかったのか、それをお答え願えますでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 上里中学校の改築のときの基本的考えは、子どもたちに落ちついた学習環境の提供と、耐震化による命を守る安心・安全な施設を基本として事業を進めてまいりました。太陽光パネルの設置につきましても、当時は省エネ、省資源、環境問題に配慮し、学校内部で発電して使用することが前提でできる自立運転機能、要するに学校だけで単独で使うという形で、設備の設置を目的としたものでありました。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） わかりました。

先ほどの Z E B みたいな感じでよろしいんですか、上里中学校に関しては。自分のうちのは自分で補うような、平時に使うということではよろしいんですね。

次に、避難所なんですが、金久保のほうの浄水場では、重油を燃料とする自家発電機能を有しているんですが、これはもともと上里町水道課があったわけでございます。そこがスペース的に見ても多数を受けられる避難所になるのではないかと私は思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 黛議員からの再質問で、金久保の浄水場の利用についての質問でございました。

浄水場は、基本的には町民に安心・安全な水を供給するための重要な施設でありまして、災害時は当然給水拠点となりまして、給水車や作業車等、出入りが頻繁になることが想定されます。そういった面で、避難者をそこで収容して、安全の確保は非常に難しいかなと思っております。

○議長（新井 實君） 1 番 黛浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） わかりました。

あと、国庫補助を受ける場合なんですが、これが財政力指数により国からの補助率が変わってくるのですが、現在の上里町の財政力指数はお幾つでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 上里町の財政力指数は、現在のところ0.79という数字でございます。

○議長（新井 實君） 1 番 篠 浩之議員。

〔1 番 篠 浩之君発言〕

○1 番（篠 浩之君） 0.79ということで、私が持っている資料では、0.8未満の政令市でありますから、補助率が4分の3、国から補助が出るわけでございます。例えば、太陽光パネルや蓄電池の経費が1億円かかったとしましても、4分の3ですから実質2,500万でできるということになります。でしたらこれを使わない手はないのではないかなと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 国の補助ということでございます。

避難所に指定しているところの小・中学校や公民館等の公共施設に再生可能エネルギー設備を設置することで、停電時の備えとして有効であるとは思われます。公共施設の老朽化や改修工事なども検討する必要があるがございますので、国が進めている補助事業や近隣市町村の状況などを情報収集して、慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 篠 浩之議員。

〔1 番 篠 浩之君発言〕

○1 番（篠 浩之君） 前向きに取り組んでいただけるということで理解いたしてよろしいでしょうか。

すみません、民間施設に協力していただいている避難所または物資、町内にある大型店等、どのぐらいのレベルになったときに物資の提供等をしていただけるのかを教えてください。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 民間施設の避難所指定についての御質問です。

町内には大型店舗等ありますが、町では現在、民間施設を避難所及び避難場所として指定はしておらず、協定を締結しておるという状況であります。したがって、協定の内容にはさまざまなものがありまして、物資の提供のほか、物資の集積場所とか協力など、さまざまな内容となっておりますので、今後につきましても、引き続き御協力いただける団体等、協定等の締結を明確にして推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 災害といいましても、地震と水害と分かれると思うのですが、物資とは結局、調達してもらえするという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど言いましたように、繰り返しになりますが、ここではまだ避難場所とかに指定しておりませんから、協定を締結しておりますが、そういった物資の内容についても、民間といってもさまざまありますので、物資といえば、例えば水とか食料とかそういう部分もあるかと思いますが、個々の協定について、今後そういったところをきちんと詰めるという状況だと思っております。

民間事業者との協定ということでありますので、内容、必要によって提供できる部分について、民間事業者との協定、必要に応じてやるということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） では、店舗の担当者等とよく協議なされて、お願いいたします。

それでは、2 つ目のほうの質問で、町制50周年を迎えるにあたってのほうの再質問をさせていただきます。

ちょっと先ほどの町長の答弁では、私の中では町長が何をやりたいのか、いま僕らは把握できなかったのですが、今広報ツールという言葉が出たんですが、広報ツールとは具体的にはどのようなものを使っていくつもりでしょうか。お願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 広報ツールということではありますが、ホームページや全国に知らせるというよりも、やはりこれは私の考えとしては、町民とともに喜んで祝うということで、PR が目的じゃなくとありますが、ここで広報ツールを利用したということでは、あらゆる新聞を含めた広報活動ということで御理解いただければと思っております。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） そうしますと、40周年のときの「こむぎっち」のときは、多分もう2 年ぐらい前から計画はされていまして、それから徐々に煮詰めていったと思うんですが、今回

の50周年に関しては、今回当初予算も組んでいませんし、事前の準備というのは今のところない、これから補正を組むつもりもないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） この50周年事業については、来年度、令和3年度になります。

私が広報ツールと言ったのは、例えば昨年町長に就任したときに、NHKの浦和放送局に局長に挨拶に行ったときに、50周年事業にマスコミを含めてPRといいですか、そういったところで御協力いただきたいという話はしてあります。いろいろな自治体でもそういう例はあるかと思います。要するに、何かの節目節目のときに、いろんな上里町もテレビの番組の中に取り上げてもらうとか、そういった考えを、私はもう去年から話をいろいろ各方面にしています。マスコミ等を含めてです。だからそれがもう50周年に向けたあれかという、まだまだこれからいろいろあると思います。

それから、私自身は、今議員の皆さんと話している中で、政策課題、そういったものも一つの大きな節目の中に取り込んでいきたいなど、この2年間ぐらいを準備期間として政策課題、まだ具体的には申し上げられませんが、皆さんが喜ぶような、町民が喜ぶような政策課題について、50周年の中に取り込んでいければなと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 答弁ありがとうございます。

政策課題、まだ具体的なことは言えませんがということですので、詳しいことは聞けませんけれども、では、いつごろからそれに取りかかるかだけは教えていただけますでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 予算があるとかじゃなくて、政策というのはいろいろな情報収集を含めて、それから町の財政を含めて、そういった観点で常にそういったものに私としては取り組んでおります。いつからというよりも、もう既に取り組んでいるということで理解いただければありがたいと思っております。

○議長（新井 實君） 1 番 黛 浩之議員。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） わかりました。

では、その辺は期待しておりますので、またよろしく願いいたします。

では、これで終わります。

○議長（新井 實君） 1 番 篠浩之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 0 分休憩

午後 3 時 3 5 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4 番 飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号 4 番、公明党の飯塚賢治です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今回の一般質問は、1、災害時に備えた公共施設等の機能拡充について、2、余熱利用施設「湯かっこ」の利用について、3、新生児聴力検査について、以上 3 点であります。

通告順に従いまして質問いたしますので、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

では、初めに、1、災害時に備えた公共施設等の機能拡充について。

災害に関する質問がこれで 6 度目となるわけですが、具体的に提案をいたしますゆえ、お許しを願いたいと思います。

① 防災放送の内容を町全体に伝えることについて伺います。

去る、10月12日、13日にかけて台風19号が猛威を振るい、日本のあちらこちらで被害をもたらしました。台風15号で千葉県などいまだに復興のめどがつかず、疲れ切った体で寒い冬を迎える方がたくさんいらっしゃいます。心よりお見舞いを申し上げます。

さて、上里町はというと、幸いにも作物などの被害はあったものの、人命や浸水被害は避けることができました。大変によかったと思います。しかし、今後は被災地となることは十分あるという考えで、いろいろな準備を進めていく必要があると思います。今回、町として初めて避難所を開設し、830名の避難者が来られる中、こうした呼びかけをする防災放送が全く聞こえなかった、とても不安でどう身の安全を守ればよいのかわからないといった声が、続々と上がったことも事実であります。

そこで、ますます巨大化する台風等に備え、町から発信する防災放送の内容が全ての町民の皆様につながる工夫をする必要があると思います。このたび改善を図るという防災放送はデジタル放送となりますが、聞こえる声はもっと鮮明になると期待しています。しかし、閉め切った家の中であの雨と風の音では聞こえないのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、新放送サービス i - d i o のデータ放送サービスを利用した V - A L E R T は、自治体向けシステムで、自治体の住民等に対し防災放送を伝達できるシステムです。また、自治体側は放送設備を保有する必要がないことから、従来の町の防災行政無線の補完、または代替として用いることで、自治体側の機器保守、設備負担を削減できます。緊急起動対応防災ラジオとして、通常のリジオ放送では得られない自分のいる場所に関する具体的な情報が欲しいと思われる方のために、考えていただけないでしょうか。町長にお伺いいたします。

次に、②避難所機能拡充について伺います。

今後予測されている埼玉県に直接影響する地震は、元禄型関東地震マグニチュード8.2、関東平野北西縁断層帯による地震マグニチュード8.1など、マグニチュード7以上の5つの地震発生が想定されており、その被害想定が試算されています。上里町でも、私が以前にも一般質問で述べたように、深谷断層帯のずれによる地震の想定では、3,000人以上の方が避難を余儀なくされることになります。また、台風やゲリラ豪雨が頻繁に起きている中、これからは避難所の環境のこともつぶさに考えておかなければならないと思います。

避難生活が長期化することを想定した上で、平成25年8月に内閣府（防災担当）の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を平常時より活用し、適切に対応をとっていく必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、2、余熱利用施設「湯かつこ」の利用について。

12月1日より、湯かつこがリニューアルされてオープンとなりました。

余熱利用施設「湯かつこ」は、小山川クリーンセンターのごみの焼却による余熱を有効利用したプール施設、温浴施設で、交流の場、憩いの場、健康づくりの場として、出会い、健康、リラックスをうたい文句としています。子どもから御高齢の方まで世代間を超えたどなたにもやさしく、触れ合いの施設です。温水プール、幼児プール、ロッカー室、シャワー室、冷えた体を温める部屋、交流スペース、食事ができます、和室3室、健康づくりコーナー、リラクゼーションラウンジ、メイン風呂、これは泡風呂、ジェット風呂、薬湯風呂、露天風呂、ミストサウナ、遠赤外線サウナ、水風呂、以上のように、1日ゆっくりくつろぐことができる立派な施設であります。

かみさと荘のお風呂がなくなって5年が過ぎ、上里町もお風呂施設が欲しいよねという声もよく耳にします。町の公共施設が老朽化してきた中、総合施設の必要性が出ていますが、その間、お風呂施設「湯かつこ」を利用しやすくできないか、考えていただきたいと思うのであります。かみさと荘は、平成26年5月よりお風呂があったときの利用者は1日70人、それに比べ、近年では平均25人から30人と半減しているようです。このことから、お風呂利用者は結構多い

のではないかと推測できるものであります。しかし、問題は移動手段であります。

そこで、町長にお聞きします。町からも高額な負担金を出して運営されている小山川クリーンセンターの余熱利用施設「湯かっこ」、ここへ行く定期便を出していただけないでありますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

次に、3、新生児聴力検査について、①新生児聴力検査機器の導入及び新生児聴力検査に対する助成について伺います。

新生児の聴力障害は1,000人に1人の割合でいるとされておりますが、出産直後の早期発見とその後の早期療養により、音声言語の発達などへの影響を最小限に抑えられると言われております。そこで重要となる新生児聴力検査は、先天性難聴の早期発見に有効として国が推奨していますが、検査を受けるかどうかは任意になります。一昨年、日本産婦人科医会が発表した調査結果によれば、埼玉県では新生児の約15%が検査を受けていないということです。県では全ての出生児が新生児聴覚スクリーニング検査を受けられるよう、妊婦健診の助成券と同様に、県が医療機関との一括契約事務を行う方針を固めました。

そこで、お伺いしたいことは、新生児聴覚スクリーニング検査を受けられる医療機関が児玉郡市では1カ所であるという現状で大丈夫であるのか。新生児聴力検査機器を導入する医療機関は必要ではないのか。新生児聴力検査に対する公費助成をやっていただけるのかを町長にお尋ねいたしまして、壇上からの質問を終了いたします。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、災害時に備えた公共施設等の機能拡充についてのお尋ねでございます。

香澤議員、植原議員並びに高橋勝利議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複する場合もございますが、御了承いただきたいと思います。

まず、①防災放送の内容を町全体に伝えることについてでございます。

現在、町では防災行政無線のデジタル化整備工事を進めており、来年度中には全て高性能スピーカーに切りかわります。これにより音質がクリアになり、音達範囲が広がるなど、情報伝達の効率化が図られると考えております。

議員御提案のV-A-L-E-R-Tでございますが、このシステムは、ある放送会社が提供するV-Lowマルチメディア放送といい、地上アナログテレビ放送の終了に伴い使用しなくなった周波数帯、VHF帯を利用する、既存のテレビでもラジオでもない新しい第3の放送のことであります。映像、音響、データなど、デジタルデータなら何でも送ることが可能なようで、こ

のシステムで導入する戸別受信機は比較的安価で整備できるとのことで、全国の幾つかの自治体で導入しているようでございます。

V-Lowマルチメディア放送によるシステムについて問い合わせたところ、上里町への導入については、現状では地域的に困難であるとの回答でありました。この放送自体が東京タワーを利用したもので、受信範囲に位置しないとのこと。東北地方の自治体で導入しているケースがあり、尋ねてみると、中継局を自治体で建設したとのこと。この中継局建設に数億円の費用がかかるとのことでした。

また、上里町は平地にあり、中継局は高い位置への設置でないとならないため、秩父などの山間地でないと中継局は建設できないとのことでありました。

このほか、情報伝達のためのクラウドサービスを行う会社との提携に伴う費用及び放送料金として、月20万円ほどかかるようございます。

このようなことから、町独自での導入は非常に難しいと考えております。しかしながら、情報伝達手段の多重化は必要であると考えておりますので、デジタル化整備工事で整備する電話自動応答装置や防災メール以外の情報伝達ツール等の充実に向けて、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、②避難所機能拡充についてのお尋ねでございます。

町では、災害対策基本法の一部改正で示された避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に基づき、避難所運営マニュアルの見直しや物資の備蓄等を推進しているところであります。議員御指摘のとおり、このたびの台風第19号では9カ所の避難所を開設しましたが、大きな混乱もなく、長期化せずに避難所を閉鎖することができました。

今後、避難生活の長期化を想定した避難所運営等を検討し、良好な生活環境の確保に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2、余熱利用施設「湯かっこ」の利用についての①「湯かっこ」へ定期便を出すことについての御質問にお答え申し上げます。

余熱利用施設「湯かっこ」は、交流の場、憩いの場、健康づくりの場として、平成12年5月から開業されて以来、児玉郡市内の住民の健康増進に役立てられてきたと認識しております。

「湯かっこ」のここ数年の利用者数は年間18万人前後で推移しており、横ばいの状態が続いておりますが、開業してから20年目を迎えた「湯かっこ」は、必要な改修工事を終え、令和元年12月1日より営業を再開したようございます。

議員お話のとおり、老人福祉センターのお風呂は、平成26年6月より現在まで利用できなくなっております。お風呂の利用ができなくなった前後のセンター利用者数を比較すると、入浴目的にセンターを利用する方も少なからずいたと推測されます。

町では、町民の要望を受け、「湯かっこ」へマイクロバスの送迎を平成15年度より開始いたしました。送迎を開始してからの利用者数については、平成20年度までは200名前後の利用があったものの、平成21年度については30名程度、平成22年度についても80名程度の人数にとどまりました。

平成22年度における送迎バス運行業務委託料につきましては、かみさと荘への運行分も含め年間360万円となっており、平成21年、22年度の利用者の推移を考慮した際、その後の利用者の増加も見込めず、費用対効果も期待できないことから、平成22年度をもって「湯かっこ」への運行を中止した経緯がございます。

また、現在町内を運行しているこむぎっち号につきましては、協定期間が平成28年3月から令和3年3月までとなっております。この協定内容の範囲で本年9月より既存ルートを使用しただ中で、時刻表の改正を行ったところでございます。しかし、ルート変更を含む運行形態の変更は、素案の作成、地域住民への説明、交通協議での地域の合意形成、警察協議、国土交通省への申請、住民への周知が必要であり、長期期間を要しております。

さらに、町外へルートを延ばすことにつきましては、利用者ニーズなど延伸する場所の検討と延伸に係る費用、関係各位との調整など、さまざまな検討、調整が必要と考えられ、現協定内での改善は難しいと考えております。現時点においては、「湯かっこ」への定期便の運行については、民間の入浴施設と競合している中で、利用者のニーズを見きわめ、費用対効果を十分考慮し、検討する必要があると考えております。

一方で、町の広報やホームページにより、「湯かっこ」のPRを行い、その営業を支援し、利用者が増加するようであれば、町として必要なサービスの提供について検討してまいりたいと考えております。

次に、3、新生児聴力検査について、①新生児聴力検査機器の導入及び新生児聴力検査に対する助成についての御質問にお答え申し上げます。

新生児聴覚検査は、赤ちゃんが受けることのできる聞こえの検査で、眠っている間に10分ほどで行うことができ、痛みもありません。この検査の目的は、難聴の早期発見と診断、療育にあります。生まれてから早い時期に難聴の有無がわかり、生後4カ月から5カ月ころから専門の療育機関で適切な指導ができれば、話し言葉の発達において大きな可能性が広がります。児玉郡市内で検査できる医療期間は1カ所ですが、現在は多くの分娩施設で検査が行われるようになっております。

埼玉県は、県内自治体から委任を受け、県内及び関東1都5県に所在する医療機関との妊婦健康診査業務の一括契約を行っており、妊婦は助成券を使用し、健診が受けられます。議員のおっしゃるとおり、県は全ての出生児が新生児聴覚検査を受けられるよう、この契約の際に新

生児聴覚検査の契約も同様に行うよう、調整を図っているところであります。

また、県は聴覚検査を実施していない分娩施設で生まれた新生児も検査を受けられるよう、対応可能な耳鼻咽喉科の医療機関をホームページで情報提供しております。現在、検査を実施している分娩施設で、他院出生児の検査対応の可否も調査しており、その結果は県のホームページで公開予定とのことであります。

今後は、実施していない医療機関に働きかけ、県内全域の検査体制の充実を図るよう調整していくようであります。町としましては、県が進めている新生児聴覚検査体制が整えば、実施することが可能と思われます。公費助成については、近隣の自治体の動向を見ながら、子育て支援の充実の一環として検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 御答弁まことにありがとうございました。

それでは、何点か再質問をいたします。4 番飯塚です。

まず、1 点目は、防災放送の内容を町全体に伝えることについてであります。この防災放送を知るツールとしては、まずは携帯電話、スマホ、パソコン等町のホームページにつながるもの、防災メールで知ることができるもの、防災無線のスピーカーの近くの方は知ることができると、こういうふうに思います。全く知り得ることができなかったのは、こうしたツールを持たず、ひとり暮らしで生活をされている高齢者の方、また、御高齢者だけでお住まいになっておられる方、また、ツールを持っていたとしても防災メールの申告をしていない人、ホームページへアクセスができない方、意外に若い方からのお声があったんですけれども、ホームページへアクセスできない、これは多分容量的なものとか、ふくそう的なものかなというふうに思うんですが、そうしたものを知らせる広報、今回12月号で知らせることがありましたね。いいお知らせかなというふうに思いまして、私も即近くの人に教えたんですけれども、そうした知らせることを、まずみんなが防災メールを使えるようにしてあげたいというふうなことを、まず考えていただければなと思うんです。これは1回知らせたからそれでよしではなくて、周知を引き続き、毎月ということもないとは思いますが、事あるごとにお知らせを願えないかというふうに思うんですが、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員からの再質問ということで、防災を含めた情報の伝達ということであります。

議員より御提供いただいた、先ほど提供いただいた情報についても大変ありがたいと思っております。町としまして、この多面的な情報伝達ツールということで、ひとり暮らしの方も含めて、私としては防災だけでなく、例えばひとり暮らしで高齢者の方の安否確認とか、そういったものを含めて、こういう時代なので新しい製品も出てくるかなという期待もありまして、そういった情報伝達ツールの検討をして、今後取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚です。

先ほど、町長のほうから V－A L E R T のお話の御回答をいただきまして、状況的には無理だということでございますゆえに、また新たな事柄で、端末がラジオ形式で何かできないかなというふうに考えていきたいとは考えているんですけれども、とにかく今回 9 人の議員の中から、6 人の議員の方から災害・防災という事柄の質問が集中したわけでございますけれども、こういったことは、町民の皆様から出された事項であるというふうに私も思っております、そういった皆さんが聞こえなかったという事実というのは、どのぐらいやっぱ聞こえなかったのかというのはある程度町に調べていただいて、その聞こえなかった方々に隅々まで行き渡るというのが私の今回のテーマでございますので、その隅々まで行き渡るためにはどうしたらいいかということをちょっと念頭に置いて考えていただければなと思うんです。

これについて、もし新たなラジオ形式という事柄が盛んにほかの議員からも出まして、やはり要するに家の中にあるもの、ラジオとかテレビとかというような話になるかと思うんですけれども、そういったものを利用できないかという事柄に関しては、今後調べていただけるとか、またそういうものがあったら導入したいという気持ちはあるのかどうか、町長、お願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今回、複数の皆さんからラジオ受信機についての御質問がありました。町としてもデジタル化を令和 2 年度完成で進めているわけですが、その中で、やっぱり実際設計してみて聞こえづらい、または聞こえないというところが、当然エアポケットみたいなところが出てくるかもしれません。そういったところを補完する意味で、ラジオ型の端末とかは必要かと思っております。近隣の美里町、神川町でもいろいろなことを検討しているようですので、そういったところも含めて情報交換しながら、全ての住民によりよい情報が伝わるようなことを、今後精査して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚です。

続きまして、避難所機能の拡充についてでございますけれども、今回の避難所開設で問題が上がったさまざまな事柄、体育館内のトイレのことや公民館の雨漏りのこと、さまざま出てまいりました。こうした問題というのは、平常時こつこつと解決していくことが重要なのではないかなというふうに思うんですけれども、上里町では避難所指定学校数は7ありまして、非常用電源装置、先ほどからお話がありましたとおり、全ての学校に非常用電源が整備されているということですが、体育館エアコンの設置数というのは、埼玉県をちょっと調べてみたら、10校が設置されている程度でございます。まだまだ全然行き届いていないということです。そのうち、驚くことに朝霞市が6校とかなり進めています。

今後、そうした避難所として先見の明がある朝霞市がうらやましいのか、それともおくらしている上里は大丈夫なのかと、いろいろ検討する余地があるかと思うんですが、できるだけ先に名乗りを上げていただきながら、こうした補助金のほうも利用させていただきながら、先ほど議員のほうからもありました大変いい設備があるわけでございますので、こうしたことも前向きに考えていくことが大事なんじゃないかなと私は思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の体育館のエアコン等の設置についての再質問でございます。

冷暖房設備につきましては、御存じのように、体育館となるとかなり広いところを、冷暖房効果を出すには相当な設備費用がかかるかと思っております。多額の費用がかかるということで、そういったことも含めて財政的な負担の中でどこまでできるか、施設の老朽化にあわせて、例えば更新のタイミングとかいろんな要素を含め、導入について他の市町も含めてちょっと検討させていただいて、慎重に研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚です。

そうしますと、町長に最後にお尋ねいたしますが、こうした先ほどからずっと出ている災害の話でございますけれども、町のほうでもかなり協議会等も設けてやったかと思えます。そういった事柄を一つ一つ積み上げていくことが大事だと、私もさっき言ったんですけれども、町

長の今後の防災・減災ということについて、総論的に最後にお聞かせ願えないでしょうか。その考えを示していただいて、私の質問を終了いたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員から再質問ということで、防災・減災についての考え方ということであります。

今回は台風ということで、皆さんからいろいろ御指摘をいただいたことに対して、私は本当に感謝を申し上げます。本当に皆さん、町のためを思っているいろいろな防災面、減災をどうしたらいいかと、一緒に知恵を出していただいたと思っております。

私も町長になってから、先ほど答弁でも話しましたように、住民の生命と財産を守るというスタンスの中で、台風の被害、また地震が起きた場合、あらゆる災害が想定されます。そういったことを踏まえて住民の皆さんの生命と財産を守るということで、どういうことを重点的に、当然優先する事項がありますので、そういった中でもしっかりやって、本当に住民3万人、人口が減る中でもこの町はしっかり地盤もいいし、非常に今までも大きな災害はないけれども、まさかの災害のためにも今から準備しておくということが大変大事だと思いますので、今後とも議員の皆さんと意見を交わしながら、安心・安全を最優先にして、町づくりに防災・減災対策をしっかりやっていくということであります。

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時9分散会